

んですけれども、今回、この雇用保険制度において、失業者が基本手当を支給中に再就職した場合に当初の生活資金などに充てるための再就職手当が支給される、これは失業者の場合には再就職手当が支給をされるということになつておるわけでありますけれども、休業労働者の方が元の職場に復帰をされると、こうなる場合には、同じように当初の生活資金が必要となるにもかかわらずこの再就職の手当というものが支払われないという、こういう状況に陥つておるわけであります。

今回の震災特例において、休業労働者についても失業者と同様の、同様というか同等の支援が受けられるような措置を講じるべきではないのかと、いうのが私の御提案でございますけれども、この点についての厚生労働省の見解をまずお伺いします。

○大臣政務官(小林正夫君) 今回の震災に当たって、休業中の方でも実際に賃金が支払われない、こういう場合には休業を離職とみなして雇用保険手当の基本手当を支給すると、こういう特例措置を実施をしております。川合先生の御指摘のとおりでございます。

なお、この休業中の方の基本手当の給付日数については、震災による失業者と同様に、所定給付日数の終了後の六十日分の個別延長給付の給付に加えて、今般の一次補正予算が成立いたしましたので、更に六十日分の延長給付を適用して合計で最大百二十日分の延長措置を講じること、このようないたいと、このように考えております。

○川合孝典君 ありがとうございます。一次補正で措置は組んでいただいたとあります。

ちょっと通告しておりませんけれども、ちょっと追加で確認をさせていただきたいんですが、震災で休業している事業所がこの特例を受けて休業

者の方に基本手当をお支払いしていると、この状況の中で、やはり事業所の復旧ができなくなつて、要は廃業をしてしまうといふ、この受給の期間内でもそういう状況が仮に起つてしまつたとしても、そうした場合には、これは休業から失業に切り替わるということになるわけですが、この場合にも継続して給付を受けられるという理解でよろしいんでしょうか。お願いします。

○政府参考人(生田正之君) お答えいたします。

先生御指摘のように、休業から離職に切り替わるということと、引き続き基本手当に相当する金額の受給が可能でございます。

○川合孝典君 ありがとうございます。実態に即した形で震災の被災者の方々がきちんと支援できる形、枠組みをきちんと整備していただきたい、これが願いでございます。

これが質問させていただきたいと思いますが、原

発事故による避難区域に所在している事業所、こ

の事業主の方への支援という、この観点での質

問ですけれども。

福島原発の事故によって設定された警戒区域や計画的避難区域に所在する事業主の方は、事業活動縮小の理由が当該区域設定による場合は雇用調整助成金の実は対象外とされている。これは衆議院の議事録を読んでいましても同様の答弁がなされておりまして、この雇用調整助成金の対象にならないのは経済的理由ではないからと、こういふことだというふうに理解しておりますけれども、確かに経済的理由ではないわけですから、あるいは仮の営業所をつくるとか、そういうふうな準備段階からもうこれは経済的な行為だ

私自身は、一義的にはこれは原子力損害賠償法の対象であるということは重々理解はしておりますけれども、さはさりながら、日々刻々と日銭と申しますが、お金が事業主の方は必

ます。私がどうぞいます。

そこで、それでもなかなか適用できないような事業主に対しては雇調金の適用も最大限弾力的に適用ををしていると、こういう扱いにいたしております。

そこで、それでもなかなか適用できないような事業主に対しての何らかの仮払い的な方法はないかというような、そういう御趣旨であろうと思いま

ます。ですが、これにつきましては、委員も言われるよ

うに、原子力損害賠償法、これでは事業主に対して損害が支給されると、こういうことになります

から救済するため、原賠法による実際の補償と

いうものがなされるまでの間にこの事業主の方々

に対して、雇用調整助成金とは別ということにな

るのかもしれませんけれども、厚生労働省の方

で、この雇用保険事業とは別に、例えば一般会

計などから基金をつくってそこから仮払いをしていく、最終的には原賠法に基づいて戻していくだ

くということにはならないかと思いますが、委員

が言われるよう、取りあえず今お金がない、なく

れども、今これを政府の方でも議論をしている

ところでありますけれども、これを早急に支給を

させるという方法もあるかと思いますが、委員の

話につきましてどういった御認識かをお伺いを

いたいと思います。

○国務大臣(細川律夫君) 委員が言われます雇調

金が適用されない、そういう事業主に対しては何

らかの形の支援をすべきではないかと、こういう

御趣旨だろうと思います。

そういう意味で、私どもとしたら、経済的理由

で支給ができないという雇用調整助成金のこの制

度、ここを、今回の震災によります事業主に対し

ては特段のいろいろな計らいで柔軟にここを解釈

をいたします、そこでできるだけこの雇調金の

適用ができるような、そういう取扱いをさせてい

ただいております。

例えば、この禁止区域などではもう事業もでき

ない、その間のタイムラグというものに対しても

生懸命様々な措置を講じようとして作業をしてい

るというそのこと自体は分かるんですけども、

金額決まるまで何もできないというこういう状況になる、その間のタイムラグというものに対して大変な立ち直りを感じていらっしゃるという、そういう実態があるということをお酌み取りを是非ともいただきたいと思います。

同時に、この件に関してもそうなんですが、今回の福島原発による避難、事業ができなくなつてしまったから、その区域外で継続するための準備とか、あるいは仮の営業所をつくるとか、そういうふうなことがそもそもあつてはいけないということでありますので、是非ともその辺りの動きについてもきちんととウォッチいただきた上で有効な措置をこれから講じていていただきたい、これが私の願いでございますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。

それでは、法案の方の中身についての質問に移らせていただきたいと思います。

まず、いわゆる求職者支援法についてですけれども、財源にかかる問題について質問させていただきたいと思います。

この法案では、財源は国庫負担三分の一として残りは雇用保険制度の附帯事業とすることで劳使折半の保険料を充てるという、こういう形になつておるわけでありますけれども、そもそもこの求職者支援に係る制度というのは雇用保険の対象とならない求職者を対象としているいわゆる無拠出の給付制度ということでありますので、本来の筋からいいますと、憲法二十七条规定が保障する勤労権をきちんと国が担保するという意味ではこれ全額国庫負担で実施すべきものではないのかというのが私の考え方でありますけれども、では今なぜこの求職者支援制度を雇用保険の附帯事業としたのかということ、この点についてお伺いしたいと思います。

○政府参考人(生田正之君) お答えいたします。

今回の求職者支援制度につきましては、現在の緊急人材育成支援事業の実績を見ますと、雇用保険の受給終了者などの方が六割以上となつてございまして、新制度を雇用保険制度を拡大するといふうに理解するということも可能ではないかという点が一点でございます。それからもう一つは、求職者支援制度を利用することで安定した就職が実現でき、被保険者数が増えて労働者が離職しにくくなるということで雇用保険財政に資するといった面があること、こういった点で、雇用保険の附帯事業として位置付けつつ、国庫が二分の二、それから雇用保険の失業等給付とは違つて四分の一よりも高い負担率で国が負担するという制度としております。

この費用負担の構造につきましては、今先生御指摘のように、労働政策審議会の方から本来国が全額負担すべきものという強い御指摘をいただいておりますけれども、最終的には、早急に求職者支援制度を創設するということが必要といため考へておるわけでも、財源については、一般財源で行うよ

ういうことを踏まえまして、この労政審の建議、そしてまた衆議院での修正、そして附帯決議、これを踏まえまして三年後には見直しをするやむにやまれずであろうということについては私も理解しないわけではないんですが、実際にこの雇用保険料を負担しているのは劳使ということでありますので、そうした方々が必ずしも快くこのスキームを受け入れておられるわけではないというこ

とをやはり真摯に受け止める必要があるのですけれども、このことをあえて申し上げさせていただきたいたいと思います。

その上で、今後の財源の見直しに関する件についてお伺いしたいと思いますが、当初、この財源の見直しを担保するための附則が規定されておりましたが、この中に財源にかかる記述がなかつたものですから、私自身は何でだといふうを指摘させていただきたいなと思つておつたんです

ですが、衆議院段階で修正が入りまして、附則十四条二項で「支援施策に要する費用の負担の在り方について速やかに検討し」と、この一文を入れておいたでいる。このことについては評価しております。この法案では、施行から三年後に財源を含めた制度全体の見直しを行うことと、こういふうになつておるわけであります。

この法案では、施行から三年後に財源を含めた制度全体の見直しを行うことと、こういふうに決意をお聞かせをいただきたいと思う次第であります。

○國務大臣(細川律夫君) この財源の問題につきましては、労政審の方でも大変厳しい建議がなされているところでございます。また、衆議院の審議の段階でも、財源については、一般財源で行うよういうような趣旨の附帯決議も、また修正も行われました。

そういうことを踏まえまして、この労政審の建議、そしてまた衆議院での修正、そして附帯決議、これを踏まえまして三年後には見直しをすることがあります。

このこの求職者支援に係る制度の給付金としては、訓練を支える生活給付として、現行制度との接続性、今いわゆる基金訓練との連続性を踏まえて月額十万円という設定がされているといふうに理解しております。これは一方で、雇用保険の失業給付は保険制度として離職前賃金の一定割合、五〇から八〇%ということですが、これを保障する保険制度になつておるわけであります。問題は、離職前賃金によつては雇用保険の失業給付が求職者支援の制度における給付金のこの十万円を下回る可能性があるという、この点であります。

制度の原則や違いがあると、こういう指摘もあるわけでありますけれども、保険料を払い続けてきた方々の支給金額が、保険料の財源から職業訓練受講給付金を受ける、いわゆる本来は給付を受けられない方々の金額を下回る可能性があるとい

うこの現実についてどのように整理していくかの

かということ、この点について厚生労働省の御見解をお伺いします。

○政府参考人(生田正之君) お答えいたします。

まず、元々のこの制度の整理の仕方について、技術的なことでございますので御報告させていただきます。

この憲法二十七条の勤労権というものをどうとらえていくのかということにも大きくかかわって

くると思いますが、ここには全ての国民は勤労権を有し、義務を負うと、その義務を負うと書かれていますけれども、そのことを担保するために国が全ての国民に勤労の権利を付与できるような形での動きをしなければいけないという意味でいきましたと、やはりこの税と社会保障の今政府が行つている一体改革、この中で現役世代に対するきちんととした給付という位置付けを行つておるという意

味からも、是非とも今大臣がおつしやつたような形での御検討、取組を行つていただきたい、このことを申し添えさせていただきたいと思います。

続きまして、負担と受益の不整合にかかる問題について少し質問をさせていただきたいと思います。

今回のこの求職者支援に係る制度の給付金といふのは、訓練を支える生活給付として、現行制度との接続性、今いわゆる基金訓練との連続性を踏まえて月額十万円という設定がされているといふうに理解しております。これは一方で、雇用保険を受給できない方を対象といたしております。

これにつきましては、雇用保険の求職者給付につきましては、所得保障といたしまして離職前の賃金を基準として世帯の状況を問うことなくその一定割合の給付を行うという思想で給付されるものであるのに對しまして、求職者支援制度は、雇用保険を受給できない方を対象といたしておりませんけれども、訓練を受講しやすくするために世帯の所得要件も課した上で限られた方に給付をするという考え方のものでございます。そのため趣旨目的が異なるということで生じてくる問題ではないかといふうに考えてございます。

○川合孝典君 趣旨、目的が異なると、こういう御説明がありましたけれども、これも雇用保険の制度を見ておられた方がこの逆転現象に対しても憤りを感じられることが十分考えられるわけですか

が結局起こつてしまつておるということでもあります。こここの部分があるがゆえに、実際にこの制度を見られた方がこの逆転現象に対しても憤りを感じられることが十分考えられるわけですか

ら、やはりそつした意味でも、この財源の問題も含めてきちんと今後整理をしていく必要性というものを私はあえて重ねて申し上げさせていただきたいと思う次第であります。

今後の具体的な対応についてお伺いしたいと思

うんですけども、実際に求職者支援法の要件を満たすのであれば、雇用保険の失業給付の額が求職者支援制度における給付金の額を下回る場合は、この差額という部分、これをどのように扱つていくのかということについて、例えばどちらかを選択的に給付を受けることができるというようなことをお伺いしました。

うなこともやるべきなのではないのかなど、こういう指摘がなされておりますけれども、具体的な今後の対応について、理由は今お伺いしましたので、具体的な対応についてお伺いをしたいと思います。

○国務大臣(細川律夫君) 今委員が言われるように、この求職者支援制度とそれから雇用保険制度、この給付の内容が異なってバランスがおかしいと、かえつて雇用保険の方の給付が低い場合、これは雇用保険に入加入している労使の皆さんから見てもおかしいと、不満もあるだろうと、これはもう委員の御指摘ももつともなところもあるかと、いうふうに思います。

そういう意味では、このバランスをどう調整をしていくかということになりますが、労働政策審議会の建議の中でもこの点については引き続き検討する必要があると、こういう建議をいただいておりますので、これはこの求職者支援制度の見直しの過程でこの点についても見直しの検討をさせていただきたいというふうに思つております。

○川合孝典君 ありがとうございます。是非とも

この問題、解消に向けて早々に御対応をお願い申しあげたいと思う次第でございます。

続きまして、今度はこの制度の中身の具体的な内容について幾つか御質問させていただきたいと、思いますが、この求職者を支援するための制度をきちんと実効性のあるものにするためには、職業訓練の質というものをいかに確保していくのかと、いうことが大変重要になつてくると思います。財源が限られている中で、供給者側である受託訓練機関の適切な選定や運営というものがそこでは求められているわけありますが、現在、現行制度として運用されている緊急人材育成支援事業にお

いていろいろな意見が上ががつてきているのを見ています。

そういう点を踏まえまして、今回の求職者支援制度におきましては、訓練の認定基準におきましに、このことは皆様も御認識だというふうに思います。

本来は安定的な就労に関する訓練を提供できる施設がこうしたことに携わらなければいけないんですけども、こうした訓練の質を確保するためには、講師や就職支援の責任者の要件をきちんと設定するですか、新たに参入する訓練実施機関には試行期間というものをきちんと設けていく、お試し期間を設けていく、それから立入検査をきちんと行うといったような工夫が必要だというふうに私は考えております。

現在の問題を踏まえた上で、今後この求職者の支援に係る制度を実施していく上でどのようにしてこの質の確保を図つていかれるのかということについて、具体的な中身をお聞かせいただきたいと思います。

○政府参考人(小野晃君) お答え申し上げます。

今委員御指摘のように、現行の基金訓練事業については幾つかの問題点もございました。

一つはやはり、できるだけ多種多様な訓練コースを確保するという観点で新規参入を促進をしてきたということがございましたけれども、その結果として、訓練レベルが必ずしも十分でないコ

ースの設定が見られたというような問題、あるいは、今お触れになりましたけれども、講師のレベルが十分でない訓練コースがあつたと、さらには、訓練機関に対して受講生の就職支援というの

たところでございます。

こういった点を踏まえまして、今回の求職者支援制度におきましては、訓練の認定基準におきましても、立入検査の権限が明記されておりませんけれども、法律上の措置を含めて、この不正受給の防止策を今

不正受給額の返還はもとより、不正によって、不正があつたコースより後に開設された全てのコースについて支給された訓練奨励金全額、これは八千三百九十万円に上りますけれども、全額の返還を求めております。また、委員御指摘になりまして、非常に悪質なケースでもありましたので、刑事告訴をする方向で警察と相談を進めます。

○政府参考人(小野晃君) 不正受給の御質問でございます。先般、栃木県の訓練実施機関、不正があったと、大変遺憾に思つておるところでございました。

それからまた、訓練機関には就職の責任者をきちんと配置をしてもらうというようなことも義務付けたいというふうに思つております。

それから、訓練修了後の就職状況等をしっかりと把握をしてその後の認定に反映させていくといふように思つて、この質の確保を図つていかれるのかということについて、具体的な中身をお聞かせいただきたいと思います。

○川合孝典君 是非とも、大変、法の理念自体は私はいいものだと思つておりますので、中身がきちんと伴うような形での整理というものをお願い申しあげたいと思います。

○川合孝典君 続きまして、不正受給を防止するための具体策について、ということでお伺いしたいと思います。

これまでの緊急人材育成支援事業では、残念ながら、柄木の方だったかと思いますが、不正受給の事実が出てまいりました。この不正受給防止については、訓練の受給者に対しては給付金の三倍

を実施を求めていたわけですけれども、これが十分になされていないという御指摘のようなケー

ス、いろんな問題点が見られたわけでございま

す。本件につきましては、訓練実施機関に対して、不正受給額の返還はもとより、不正によって、不正があつたコースより後に開設された全てのコースについて支給された訓練奨励金全額、これは八千三百九十万円に上りますけれども、全額の返還を求めております。また、委員御指摘になりましたので、刑事告訴をする方向で警察と相談を進めます。

○川合孝典君 いらつしやる事業者の方々や真面目に本当に再就

す。

それから、あと、基金訓練の実施機関に対する奨励金につきましては、訓練の質のいかんにかかるらず受講者数に応じて支給される仕組みとなるけれども、悪質な不正行為があつた場合には、刑事告発も含めた厳しいペナルティーというものをきちんと科していく必要があるので

職を目指して努力しておられる求職者の方々に、
とつて使いやすい制度でなければいけないという
意味でいくと、この罰の部分というもののこの意味
バランス、兼ね合いというのは大変難しいとは思
いますけれども、眞面目にやっている方々がばか
を見ないような制度設計というものが是非とも必
要だというふうにやつぱり思つておりますので、
この点については是非きちんといた措置をお願い
申し上げたいと思います。

手続きまして、本制度における就職率の目標についてちょっとお伺いしたいと思います。

業の就職率の目標は六〇%という数字が設定されているというふうに伺っておりますけれども、今回新たに創設する求職者支援に係る制度においては就職率の目標をどういった形で設定されるのかということ、この点についてお伺いしたいと思います。

○政府参考人(小野晃君) 現行の基金訓練事業、今委員おつしやられたように就職の目標は六〇%ということでござります。この考え方は、基金訓練対象者が職業経験が十分でない方、あるいは長期にわたって失業されている方というような、直ちに就職することが非常に難しい方が中心であるということを考慮して設定をしているところでござります。

新しい求職者支援制度における就職の目標につきましては、これから検討ということになるんですけれども、今申し上げたような対象者の属性ですとか基金訓練の実施状況、それから労働市場の状況等を踏まえて具体的に審議会等でも議論をいただきたいと思っておりますし、私どももいろんな観点を踏まえて検討していくたいと思っております。

ところ、去年の十一月の時点で六八・八%の方がこの基金訓練によって就職をされているというところがありました。目標に対しては上回っているという数字になつておるわけですけれども、では、この公表されている就職率の六八・八%の方々のうち、訓練内容と関連した業種に就職された方々の割合というのは一体どのようになつていますでしょうか。

○政府参考人(小野晃君) この基金訓練を修了して就職された方のうち、この訓練コースの内容に関連した業種、職種に就職された方の割合は、実践演習コース、これは専門的な職種別に分かれたコースなんですねけれども、このコースの修了者全体で五五・二%という数字になつております。この中には介護・福祉分野のように非常に高い就職率のところもありまして、関連就職率、これは七五・二%というような数字になつております。

こういう実情ござりますので、今後の新しい制度においても、やはり受講していただいた訓練の関連分野にこれはできるだけ就職していただくというのが本旨でございますので、そういうことが促進されるように努めていきたいと思っております。

○川合孝典君 需要と供給のもちろんバランスがあるわけでですので、求人の多い業種にはやはりたくさん就職できる機会もあるということになります。

多岐な職業訓練が、もちろんそういうメニューを設定するということはとても大切なことだと思いますけれども、全く求人のないところに対する職業訓練というのをどんどん行つても効果は上がらないわけでありますので、そうしたいわゆる需要というものをきちんと見極めるという観点も私は必要だと思いますので、目標をどうう形で設定されるにせよ、やはりその、その時々の需要というものをこれからはきちんと見極めていっていただきたいと、これが私のお願いであります。

けれども、就職状況の報告率、報告の状況というものをちょっと私、数字見ていてあれっと思つたことがありますので御質問したいんですけども、基金訓練では、訓練受講者からの就職状況の報告率というのだが、昨日聞きましたら、大体八五%ぐらいの報告がなされているというふうに伺いました。この八五%という数字が高いのか低いのかと、いうことなんですが、公共職業訓練のいわゆる委託事業というようなものですが、大体この報告率は九八%を超える非常に高い水準になっているということですので、それと比べると、現在の基金訓練は報告率が低いということになるわけあります。

う数字が先ほど出ましたけれども、この数字は報告率から見た就職率ということになりますので、全体の受講者の中での就職率ということでこの両方の数字を掛け合わせますと、受講者全体の実は五八・四八%という数字にもなるわけであります。全員の状況を確認して、その上で一体全体の中でどれだけの方が就職を行ったのかということを把握しないと私は意味がないんじゃないのかなと思つております。

これまでのことはこれまでのこととして、この

報告率も徐々にですけれども上がってきてていると
いう実態自体も私も理解しておりますが、今後、
この求職者支援に係る制度を有効に機能させるた
めには、やっぱり就職率の捕捉というものを、実
態というものをきちんとどう把握するのかという
ことが大変大切な問題になつてくると思いますの
で、就職状況の報告を訓練受講者から確実に行わ
せるためにどういった施策をこれから講じていか
れるのか、このことについてお伺いをしたいと思
います。

○政府参考人(小野晃君) 委員の御指摘、全くそのとおりだと思つております。

10

におきましては、この報告の回収率を高めるために訓練実施機関に回収を義務付けるということは当然のこととして行ないますほか、先ほど就職実績に応じた奨励金の支払についてお話をさせていただきましたけれども、例えば報告回収できていなければ受講者についてはこれはもう就職していないものとしてカウンントをするというような対応をするとか、あるいは職業訓練の認定要件として過去の回収率が一定水準以上でなければならないというような形にするとか、いろんな工夫を凝らしまして回収率の向上に努めていきたいと思っております。

○川合孝典君 現在の公共の職業訓練の報告率が高いのは、聞くところによりますと、実際報告した件数に応じて委託料をお支払いするという、そこに非常に強いインセンティブが働いているとうふうにも伺っております。制度の組み方一つで報告率の向上策というのはやはりどんどん改善できるものだというふうに思っておりますので、今後の制度のいいところ、今やっていることの有効機能している部分というのも是非とも活用して今後の制度設計に生かしていくいただきたいと思ふ次第であります。

今後、この求職者支援に係る制度を内容を充実させていくためには、いかに質のいい訓練機関を増やしていくのかということが重要なだということは先ほども冒頭申し上げましたけれども、認定に当たつての基準というものについてのお話は先ほどありましたけれども、今後中長期的に見たときには、本当に求職者の方々に資する訓練機関をつくるために、育てるという発想が、育成していくためには、育てるという発想も私は必要なのではないのかなというふうに思っております。

ただ基準を満たせば認定するといふこれだけでなくして、育てるというこの観点について、何か厚生労働省ではお考えをお持ちでしょうか。

○大臣政務官(小林正夫君) 今回の求職支援制度、仕事を求めている人がきちんと就職できる

と、こういうことが目的ですから、この制度が実効あるものにしていかないと意味がないと、このようご考えております。

そういう点で、先生の御指摘のとおり、やはりいい先生の下で指導を受けて技術を身に付け就職に結び付けていく、このことが必要だと思います。そのために、訓練内容や講師の要件など訓練の認定基準を適切に設定して、認定期に厳格にまです審査すること、これが一つ目、大事だと思います。続いて、訓練実施中に実施調査を行つて、チェックをしていくと、これも大変大事だと思つて、いまして、奨励金については労働局がしっかりと調査をし、訓練内容については独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構が随時チェックをしていくと、このことも必要だと思つております。さらに、訓練受講者の就職実績に応じた奨励金の支給、あるいは就職実績の情報公開、そして就職実績をその後の認定へ反映することなど、こういうことにより訓練の認定後も質の高い訓練が実施されるようにつかり取り組んでいきたいとしたいと、こう考えております。

いずれにしても、訓練の認定後も質の高い訓練が実施されるようにしつかり取り組んでいきたいと思います。

○川合孝典君 ありがとうございます。

いろいろな措置を講じられるということは分かりましたが、あとは訓練機関相互の間で競ういわゆる競争原理がきちんと働いていくようなことも、民間の活力を活用するということありますので、そういう観点も私必要だと思います。そういう意味では、Aという訓練機関とBという訓練機関では同じ職業訓練を実施していてもその後の就職率だとかそういうものに差が出てくるということになりますと、当然のことながら、そこには就職率の高い訓練機関に受講生は当然集まるということにもなりますので、厚生労働省官としてやることとは別に、民としてできることを後押しするふうなそういう枠組みというものも是非ともお考えいただければなと思う次第でありますので、是非御検討をお願いしたいと思います。

続きまして、この制度の給付の制限についてお伺いしたがと思ふます。

今回の制度では受給期間を原則一年としております。これは、現行二年までとなつてゐる基金訓練と比べると一見して厳しくなつてゐるようにも見えるわけであります。また、例外的に二年まで受給を認めるということも書かれておりますが、じや、具体的に例外的な二年というのには一体どういうものなのかなということ、この二点についてお伺いしたいと思います。

二、次々をしていくと、これも大変な事だと思ふ
でいまして、奨励金については労働局がしつかり
調査をし、訓練内容については独立行政法人高
齢・障害・求職者雇用支援機構が随時チェックを
していくと、このことも必要だと思つております
。さらに、訓練受講者の就職実績に応じた奨励
金の支給、あるいは就職実績の情報公開、そして
就職実績をその後の認定へ反映することなど、こ
ういうことにより訓練の内容を向上させる動機付
けとしたいと、こう考えております。

いずれにしても、訓練の認定後も質の高い訓練
が実施されるようにしつかり取り組んでいきたい
と思います。

(政府参考人(生日正之君) 村井徹哉の意見)
に、労政審の建議で整理をされてござります。
これにつきましては、必要な訓練を受講する期間中につきましては給付を支給するということを基本といたしておりますけれども、まず、無用に長期の訓練受講の希望が出てきて早期の就職意欲を阻害するといったようなことが起きないようにする必要があることや、あるいは介護福祉士の資格取得のコースなど一部一年を超えるコースはあるんですけども、おおむね一年以下のコースがそもそもも多いということ、あと、原則一年として必要に応じて延ばすということで対応すれば長期の訓練の二一ズにも対応できるんじゃないかと

のといったことで、こういうふうな整理がなされたものというふうに理解しております。

一年を超える長期の訓練を受講される場合につきましては、あくまで二年までの訓練期間中は給付が受けられるようになります。この件については、一年以上の訓練を受ける場合には、訓練は受けられるけれども、一年後以降、一年で給付は打ち切られるのではないかというような懸念の声が実は上がつておったわけですけれども、その指摘は当たらないと、そうではないという理解でよろしいでしょうか。

○川合孝典君　この件については、一年以上の訓練を受ける場合には、訓練は受けられるけれども、一年後以降、一年で給付は打ち切られるのではないかというような懸念の声が実は上がつておったわけですけれども、その指摘は当たらないと、そうではないという理解でよろしいでしょうか。

○政府参考人(生田正之君)　委員御指摘のとおりでござります。

○川合孝典君　分かりました。そのことを聞いて

安心される方は多分多いと思います。

後の質問の方に入つていただきたいと思いますが、今回の求職者支援に係る制度について、給付期間の関係で震災への対応などについてのちょっと御認識をお伺いしたいと思います。

今回の制度では、給付期間は一定の期間、六年と、これを一つの単位として、その期間に原則一回給付が受けられるというこういう制度になつてゐるわけでありますけれども、モラルハザード対策に、う意未だ看護的な支合の方以上に、う見且つ

第3回の震災時に御質問頂いた問題の防災的対策として、簡易な避難所の設置などももちろん必要だと、これも私理解しているんですが、それとも、今回の東日本大震災のような特殊な状況になつてこの被災地域は極めて雇用情勢が厳しくなつて、いるわけであります。こうした地域における求職者の方々の継続的な職業能力開発を行っていく、より多くの求職の機会を御提供するという意味で、この給付期間の弾力的な運用というものが今回考えられないのかなというのを、ちょっとと感じたのですから、この点についての御認識をお伺いしたいと思います。

○政府参考人(生田正之君) 委員御指摘のよう

に、今回の東日本大震災で被災されたような方が

まさに求職者支援制度の支援の対象ではないから、
いうふうに私ども考えてございます。
この制度は今年の十月一日から開始されるわけ
でござりますけれども、給付制限期間も含めまして、
た給付に関する具体的な事項は、法案成立後に労働省
政策審議会で御議論いただいた上で省令で定めるとい
うことになります。
この際に、被災された方々に対しましてしっかりと
りと支援していくよう、被災地の状況ですすめます。
あるいは今後の労働市場の見通し、先生の今の御
御指摘も勘案しまして、効果的な仕組みになること
う検討を進めていきたいと考えてございます。
○川合孝典君 関連でもう一点お伺いしたい、い
すけれども、この給付期間、原則一回と書かれて
いるんですね。この原則一回の原則というものが
は一体何を指しているのか、ちょっと済みませ

ん、通告しておりませんけれども、お伺いしたい
と思ひます。

○政府参考人(生田正之君) 申し訳ござります
ん。
今回の求職者支援制度につきましては、訓練のコースといたしまして、基礎的な訓練だけを設置しているケースとそれから基礎的から実践的な訓練までつながる訓練を設定しているケースがございまして、それで、基礎的な訓練だけを実施しがちのケースは引き続き公共職業訓練などの応用コースが受けられるよう、今まで二回受けられるところを三回受けられる

○川合孝典君　いずれにしましても、細川大臣、うなずいていただいておりましたけれども、初、いわゆる職業訓練を受けることで就職の当該があつたものが被災地域の中では思いどおりにかないということは、当然ほかの地域よりも確かにそういうリスクが高まっているということを考えたときに、被災者の方々にいかにして寄り添つて彼ら、彼女らの立場で求職支援を行うのかという意味では、私が今御提案申し上げたことは、あなたがち荒唐無稽な話ではないというふうに思ってある記述でござります。

もしもこの制度運用の枠組みの中でそうした復かい支援が行われるようなスキームが、特例措置ということとでいいわけでありますので、できるものであれば、是非ともこの点についても御検討いただきたいということをお願い申し上げまして、少々時間は残りましたけれども、私の質問はこれで終わらせていただきたいと思います。どうもありがとうございました。

○石井みどり君　自由民主党の石井みどりでございます。

三月十一日の未曾有の大震災から二ヶ月が経過いたしました。いまだに十一万人を超える方が絶え難生活をされ、そして、避難所から半壊した御自身宅に帰られても、十分なライフラインの復旧はございませんので、困難な生活の中におられた

す。本当に健康で働けることがどれほど有り難いか、その思いを持ちながら本日も質問をさせていただきます。

通告と順番をちょっと変えさせていただきんですが、今被災地のお話をさせていただきましたが、これだけ避難生活というか、復旧が遅れるいる状況でもう一ヶ月になる、その苦しい生活を思つたときに問題になるのがやはり健康のことですございます。以前、従前の委員会でも少し医療に関する御質問させていただいたんですが、いわゆる被災地医療支援チーム、D.M.A.T.に関して再びお伺いをしたいと存じます。

前回、根拠法としては災害対策基本法であるというふうに大臣お答えいただきました。今回のこのD.M.A.T.であります、ここに歯科医師等の専門職、歯科の専門職、あるいはリハビリ職、P.T.、O.T.の、この参加したチームがあつたんでしょうか、それをお教えいただきたいと思いま

○副大臣(大塚耕平君) 確認をさせていただきま

すが、なかつたものではないかというふうに想定しております。

○石井みどり君 従来のD.M.A.T.の使命といま

すのは救命、救出であります。これは四十八時間ということ。しかし、これだけ長期にわたつて避難生活が続きますと、これはまた変わつてしまります。当初のまさに救急医療、急性期医療というよりも、まさに生活習慣病、そういうところも出てまいります。あるいは、阪神・淡路大震災のときの経験を踏まえて、中越地震のときに生活不活発病を予防するということが非常に大きくとらえられました。その視点が今回も必要なんではないかというふうに思つています。

それで、既にもう被災地の医療があえて自立へ

向かつたということで、十三日で活動を、宮城県の南三陸町においてのD.M.A.T.が活動を終えるというような報道もされています。あえて支援チームを撤収するということも言われています。ただ、被災地の状況によつては地域の医療が確保さ

思つたときにはやはり健康のことです

ござります。

専門職、歯科医師が加わること、これは大変意義があることだというふうに思つています。これは

阪神・淡路大震災のときのデータで、あの年だけ肺炎の死亡者が突出したというデータもござい

ます。今日、本日はお出ししておりませんが、い

がわゆる高齢者の、特に今回高齢の方々多いわけ

ですから、誤嚥性肺炎の危険性もあるわけであり

ます。

それから、リハ職に関しては、先ほどなかつた

というお答えであつたんですが、実は私は今二

歳から広島に住んでおりまして、広島県の医療救

護チームが八班編成されたと思ひますが、この中

で公立みつき総合病院から行つたチームの中に初

めてP.T.、リハビリスタッフが同行いたしまし

た。それで、非常に現地のニーズに合致して大歓

迎をされたということを報告を聞いております。

特に先ほど申し上げた生活不活発病、歩いて避難

所にお入りになつた高齢者の方が避難生活を続け

る中で歩けなくなつた、寝たきりとまでは言いま

せんが、非常に、自立てトイレも行けなくなつ

たというような様々な不幸な事態が起つてきて

おります。同行して行つたりハ職、リハの方が、そ

れぞれの専門の方々には個別的なリハビリを、そ

れぞれの専門の方々には個別

の関係の支援をということでお願ひもいたしております。これはまだ長くなると思いますので、切れ目がないような形で療養の支援チームを派遣できるよう厚生労働省としても最大の努力をさせていただきたいというふうに思つております。

○石井みどり君 大臣、是非よろしくお願ひ申し上げたいと存じます。

それで、もう一つ法案の審査に入る前に、連休前に大変不幸な事件が起つてしましました。まさに家族団らんの楽しい食事の場が、それこそ本当に家族を亡くすというような、そういう食中毒事件が起つてしましました。今回の北陸のユッケという生肉を食べたその中毒事件に関して少しお伺いをしていきたいと思います。

問題となつた焼き肉店で使用されていたユッケ用、これ生肉であります、これによつて四名の方がお亡くなりなり、しかも御家族によつては家族の中で一人の死亡を出された方もおられます。そして、この食中毒の発症が百名を超える事態に至つています。

従前より、日本においては生の魚を食べるという文化はございました。古来、日本にはお刺身を食べるとかそういう文化はあつたんですが、近年は生の肉を食べるという文化といいますか、様々なイタリアの食事、あるいはフランスの食事、あるいは韓国の料理というような形で日本に世界の料理が入つて、家族でも気楽にそういう生の肉を食べるということが定着をしてきています。

そういう中で、いわゆる生食用の取扱状況を見ますと、生食用として流通している食肉というのは馬肉以外はないという昨年の実績ベースがございます。熊本へ行くと必ず馬肉の、高級なのは松阪牛より高いというようなものもあつて、馬刺しなんかも随分勧められて私もちよつだいし覚えございますが、馬肉以外はほとんど実績がない。厚生労働省の皆さんも大臣を始めとして皆さんも、焼き肉店へ行かれてユッケを召し上がつたり、あるいはイタリア料理、フランス料理でタルタルステーキであるとか、いろんなものを

召し上がるがつていらっしゃると思うんですね。それいまして、これはまだ長くなると思いますので、これまで出ると、生の、という状況であると思うんです。

そもそも厚生労働省として、昨年の実際牛肉の生のものが取扱いをしていないことになると、加熱用の肉が生食可能として提供され、販売されてきたたということだろうと思うんですが、この実態を御認識であつたんだでしょうか。

○副大臣(大塚耕平君) 今回の事故が起つてすぐに実情を調べましたところ、平成十年から生食用の出荷に対しても生食という表示がなされるようになります。

○副大臣(大塚耕平君)

にというふうになつていて、まずその事実関係を確認いたしました。

その上で食肉のセンター、これは食肉のセンターは全国に、レバーの対応をしているところが六か所、それからその他の食肉については十二か所ござりますが、レバーについては、平成十九年にセンターレの実情を調べたところ、馬以外は出しているといつことが分かつたと。しからばといふことで、平成二十年にその他の十二か所の食肉のセンターを調べたところ、これはやはり馬しか出していないといつことが分かつたということでありまして、その時点で、今先生御指摘になられましたように馬以外の種類の肉の生のものを我々も食事のときには食べるわけですが、一體これはどこから出していたものであろうかといふことがやはりその当時からより厳格に確認すべきであったという認識は担当部局にもあつたということが理解はできました。

これがやはりその当時からより厳格に確認すべきであるんでは、基準は、鳥とか豚とか以外、牛と馬は基準があつた、基準は定めてきたと今おつしゃつたように、皆様も生肉を食べるというような料理はいろいろと御経験だといふうに思いますが、そうであれば、大臣始めとする閣僚の方々だけでなく、厚生労働省に勤務されている方々は、特に担当課の方々はそこで疑問に思われるは省内の審議会のいろいろ諮問をして検討もこれから進めていきたいというふうに思つております。

したがつて、この事件を契機といたしまして、基準を守れない場合には行政処分もそして刑事処分も行うことができるよう、そういう手続をこなす。委員がおつしゃるよう、そういう反対もいたして、その結果には刑事的な処分もされるという、そういう場合には刑事的な処分もされるというふうな事件も未然に防げたんではないかというふうな、そういう反省もいたして、その結果でござります。

○国務大臣(細川律夫君) 今回の食中毒事件につきましては、幼い子供さんを含め四名の方が亡くなつたと、さらにたくさんの方が重篤な状態に陥つてゐるという、そんな事件であります。これはあつてはならない食中毒事件が起つたといふことで、私どもも強く反省もいたしております。委員がおつしゃるよう、私も、基準を守れることは施策として、基準を定めただけなんでしょうが。どのような対応をしてこられたんでしようか。どのようないふうに思つておれば、大臣始めとする閣僚の方々だけでなく、厚生労働省に勤務されている方々は、特に担当課の方々はそこで疑問に思つて、これにはいろんな、食品安全委員会とかある手続もござりますので、この秋には、しっかりと、そういう法律に基づいた刑事的な処分もできるような、そういう形にしていきたいというふうに考えております。

○石井みどり君 剽罰を伴うそういう基準を改正するという、そういうことだらうと思うんですけれども、それでもまた起つてしまつたと云ふことは、やはり有効な対策を取つてこなかつたんではないか。私は、また基準があつたとしている飲食店でやはりいわゆるサイコロステーキの規則をちゃんと守つてあるかどうかかといふことに考えております。

十年のルールを守つて生食という表示をしていましたがどうかという点についてが今問題になつてゐるわけであります。

特に、一九九六年に社会的問題、今の総理がまさに名を売られた〇一五七事件以降、幾つも食肉事件が起つていています。それを受けて生食用の食肉の取扱いを基準を定められたということでありますが、なぜ現在に至るまで罰則規定を整備してこられなかつたんでしょうか。少なくとも罰則を伴う規制を早くされていれば、今度の死亡のよ

うな事件は起こらなかつたんではないでしようか。これは大臣にお答えいただきたいと思いま

す。

も、それは形骸化をしていたんではないかといふう思つています。

事件もございましたですね。

そういうことを考えても、肉の表面だけでなく、成形した肉とか、あるいはミンチになってしまった本当に、いわゆる中心部まで七十五度で一分以上というような、そういうことがないとやはり中毒が起つてしまうというわけありますので、屠畜場から、屠畜の食肉処理場から消費者の口に入るまでの流通のプロセス、これを検証するということは、先ほど副大臣がおつやつた、富山、福井両県警で合同捜査をされているわけですから、その結果を踏まえて検証が行われるんだろうと思うんですけども、そうすると、やはり今大臣お答えいただいたような法の規制を改正すべきです、それから国民へのリスクコミュニケーションということが大事だというふうに思っています。その辺をいかがお考えでしょうか。

○副大臣（大塚耕平君） 実務的な面もございますので、ちょっと私の方から御説明をさせていただきます。

今現在も法律で行政罰、刑事罰、両方ともございます。これは、食品衛生法の六条の中に病原菌等、人の健康を害するおそれがあるものを提供してはならないと書いてあって、この提供してはならないものを提供すると、食品衛生法上の五十四条、五十五条で回収とか出荷規制を命じることができます。さらには、七十一条で刑事罰も科されています。ただし、食品衛生法上の十二条で基準を設けることができるとしてあるんですが、この基準について、生食について必ずしも明確でなかつた。したがって、基準は告示で決めることがありますので、この基準を、今大臣が御報告させていただきましたように、秋までに告示で決めますと、この基準を守らなかつた先については現行法で行政罰も刑事罰も掛けられるということになります。

あわせて、なぜ今まで基準がなかつたか。これは平成十年以降の流れであります。先ほどカイワレの話を聞いていただきましたが、菅原総理がカイワレダイコンのときに、あれは〇一五七でした

けれども、私も今回の件で初めて勉強させていた

だきましたが、〇一五七も〇一一も腸管出血性大腸菌はこれは健康な牛の腸の中に常に大量にあります。したがって、それを屠畜場で處理して解体して消費者のところに届くまでの間に処理の仕方を丁寧にやらないとおのずといろんなどころに付着をするというものでありますので、腸管結索とか肛門結索とかをしっかりとやって出荷をする。

したがって、今後厚生労働省がやるべきこと

は、平成十年にもうその時点で決めていただいていた様々な処理に関するルールを業者がきちっと守っているかということをもう一度確認をすること

と、あわせて、告示に基づいた基準を定めて、告示違反の扱い、あるいはその製品を出した事業者に対しては現在の食品衛生法上に基づいて行政罰と刑事罰を科すということだというふうに思つております。

○石井みどり君 今お答えいただいた食品衛生法

の第十二条のところで、規格を定めるということ

と、これが告示でできるわけですね。それで、その規格を定める際に対しても食品衛生法によつて、これは、委員会といふのはこれは本法によって、これは、委員会といふのはこれは内閣府の食品安全委員会ですよね、の意見を聴いております。

これは当然、その基準を決めて告示をすればこ

れは食品衛生法の罰則規定にかかるわけですか

ら、そういう意味では慎重な手続が求められ

ているということで、そういう手続に基づいて大

臣告示をしてそして基準を定めていけば、これに

違反をするようなそういう業者については刑事的

な処分ができると、こういうことで未然に食中毒

事件も防げるだろう。こういうことで結果的に

は先生と同じような形になるということで、私ど

もとしてはそういう基準の告示でやらさせていた

だきたいと、こういうふうに考えているところで

ございます。

○石井みどり君 実質的にきちんと、性善説では

なく、いわゆる食肉処理から消費者の口に入るま

で、そのプロセスでやはりきちんとしたことをし

ないとして罰の対象になるんだということをそれぞ

れの事業者というか認識できるような、そういう

きちんとしたプロセスをおつくりいただくことが重要

だと思います。

先ほど申し上げた、奥様とそしてその奥様のお

母様を亡くされた男性は、もっと厳しく規制をし

てもらつていればこんな目に遭わないで済んだん

だとおっしゃる。

ただし、同時に、国民への啓発も必要であらう

と思います。先ほど申し上げた鳥肉に関しまし

○国務大臣（細川律夫君） これは、委員も私どもも、この基準を決めて、この基準を守れないよう

なそういう業者についてはきちんと刑事的な処分もして未然にそういうものを防ぐということ、これは考え方と同じだというふうに思つております。

そういう意味では、今回私どもで行おうという

のは、これは基準の方をしっかりと定めて、そして

この基準を定めるときには、これは食品安全委員

会の意見ももちろん聴き、そして省内の審議会で

もまた諮つて意見も聴くと、こういうことになります。

これは当然、その基準を決めて告示をすればこ

れは食品衛生法の罰則規定にかかるわけですか

ら、そういう意味では慎重な手続が求められ

ているということで、そういう手続に基づいて大

臣告示をしてそして基準を定めていけば、これに

違反をするようなそういう業者については刑事的

な処分ができると、こういうことで未然に食中毒

事件も防げるだろう。こういうことで結果的に

は先生と同じような形になるということで、私ど

もとしてはそういう基準の告示でやらさせていた

だきたいと、こういうふうに考えているところで

ございます。

○石井みどり君 実質的にきちんと、性善説では

なく、いわゆる食肉処理から消費者の口に入るま

で、そのプロセスでやはりきちんとしたことをし

ないとして罰の対象になるんだということをそれぞ

れの事業者というか認識できるような、そういう

きちんとしたプロセスをおつくりいただくことが重要

だと思います。

先ほど申し上げた、奥様とそしてその奥様のお

母様を亡くされた男性は、もっと厳しく規制をし

てもらつていればこんな目に遭わないで済んだん

だとおっしゃる。

ただし、同時に、国民への啓発も必要であらう

と思います。先ほど申し上げた鳥肉に関しまし

ては、カンピロバクター辺りは、菌の性質から

いつ表面をトリミングするだけでは食中毒は防

げない。そうすると、やはり幼児あるいは高齢

者、あるいは基礎疾患をお持ちの、成人であつて

も、方々はやはり自分の体調等考えて生の肉を食

べるという、そういう国民への啓発が重要だと

思つておりますので、まさに厚生労働省、これから

六月に向けてそれこそ本当に食中毒の頻発する

季節になりますので、お願いをしたいと思いま

す。それでは、法案審査の方に入らしていただきま

す。

○國務大臣（細川律夫君） これは、委員も私どもも、この基準を決めて、この基準を守れないよう

なそういう業者についてはきちんと刑事的な処分

もして未然にそういうものを防ぐということ、こ

れは考え方と同じだというふうに思つております。

そういう意味では、今回私どもで行おうという

のは、これは基準の方をしっかりと定めて、そして

この基準を定めるときには、これは食品安全委員

会の意見ももちろん聴き、そして省内の審議会で

もまた諮つて意見も聴くと、こういうことになります。

これは当然、その基準を決めて告示をすればこ

れは食品衛生法の罰則規定にかかるわけですか

ら、そういう意味では慎重な手続が求められ

ているということで、そういう手続に基づいて大

臣告示をしてそして基準を定めていけば、これに

違反をするようなそういう業者については刑事的

な処分ができると、こういうことで未然に食中毒

事件も防げるだろう。こういうことで結果的に

は先生と同じような形になるということで、私ど

もとしてはそういう基準の告示でやらさせていた

だきたいと、こういうふうに考えているところで

ございます。

○石井みどり君 実質的にきちんと、性善説では

なく、いわゆる食肉処理から消費者の口に入るま

で、そのプロセスでやはりきちんとしたことをし

ないとして罰の対象になるんだということをそれぞ

れの事業者というか認識できるような、そういう

きちんとしたプロセスをおつくりいただくことが重要

だと思います。

先ほど申し上げた、奥様とそしてその奥様のお

母様を亡くされた男性は、もっと厳しく規制をし

てもらつていればこんな目に遭わないで済んだん

だとおっしゃる。

ただし、同時に、国民への啓発も必要であらう

と思います。先ほど申し上げた鳥肉に関しまし

ては、カンピロバクター辺りは、菌の性質から

いつ表面をトリミングするだけでは食中毒は防

げない。そうすると、やはり幼児あるいは高齢

者、あるいは基礎疾患をお持ちの、成人であつて

も、方々はやはり自分の体調等考えて生の肉を食

べるという、そういう国民への啓発が重要だと

思つておりますので、まさに厚生労働省、これから

六月に向けてそれこそ本当に食中毒の頻発する

季節になりますので、お願いをしたいと思いま

す。

○國務大臣（細川律夫君） これは、委員も私どもも、この基準を決めて、この基準を守れないよう

なそういう業者についてはきちんと刑事的な処分

もして未然にそういうものを防ぐということ、こ

れは考え方と同じだというふうに思つております。

そういう意味では、今回私どもで行おうとい

うのは、これは基準の方をしっかりと定めて、そして

この基準を定めるときには、これは食品安全委員

会の意見ももちろん聴き、そして省内の審議会で

もまた諮つて意見も聴くと、こういうことになります。

これは当然、その基準を決めて告示をすればこ

れは食品衛生法の罰則規定にかかるわけですか

ら、そういう意味では慎重な手続が求められ

ているということで、そういう手続に基づいて大

臣告示をしてそして基準を定めていけば、これに

違反をするようなそういう業者については刑事的

な処分ができると、こういうことで未然に食中毒

事件も防げるだろう。こういうことで結果的に

は先生と同じような形になるということで、私ど

もとしてはそういう基準の告示でやらさせていた

だきたいと、こういうふうに考えているところで

ございます。

○石井みどり君 実質的にきちんと、性善説では

なく、いわゆる食肉処理から消費者の口に入るま

で、そのプロセスでやはりきちんとしたことをし

ないとして罰の対象になるんだということをそれぞ

れの事業者というか認識できるような、そういう

きちんとしたプロセスをおつくりいただくことが重要

だと思います。

先ほど申し上げた、奥様とそしてその奥様のお

母様を亡くされた男性は、もっと厳しく規制をし

てもらつていればこんな目に遭わないで済んだん

だとおっしゃる。

ただし、同時に、国民への啓発も必要であらう

と思います。先ほど申し上げた鳥肉に関しまし

ては、カンピロバクター辺りは、菌の性質から

いつ表面をトリミングするだけでは食中毒は防

げない。そうすると、やはり幼児あるいは高齢

者、あるいは基礎疾患をお持ちの、成人であつて

も、方々はやはり自分の体調等考えて生の肉を食

べるという、そういう国民への啓発が重要だと

思つておりますので、まさに厚生労働省、これから

六月に向けてそれこそ本当に食中毒の頻発する

季節になりますので、お願いをしたいと思いま

す。

○國務大臣（細川律夫君） これは、委員も私どもも、この基準を決めて、この基準を守れないよう

なそういう業者についてはきちんと刑事的な処分

もして未然にそういうものを防ぐということ、こ

れは考え方と同じだというふうに思つております。

そういう意味では、今回私どもで行おうとい

うのは、これは基準の方をしっかりと定めて、そして

この基準を定めるときには、これは食品安全委員

会の意見ももちろん聴き、そして省内の審議会で

もまた諮つて意見も聴くと、こういうことになります。

これは当然、その基準を決めて告示をすればこ

れは食品衛生法の罰則規定にかかるわけですか

ら、そういう意味では慎重な手続が求められ

ているということで、そういう手続に基づいて大

臣告示をしてそして基準を定めていけば、これに

違反をするようなそういう業者については刑事的

な処分ができると、こういうことで未然に食中毒

事件も防げるだろう。こういうことで結果的に

は先生と同じような形になるということで、私ど

もとしてはそういう基準の告示でやらせていた

だきたいと、こういうふうに考えているところで

ございます。

○石井みどり君 実質的にきちんと、性善説では

なく、いわゆる食肉処理から消費者の口に入るま

で、そのプロセスでやはりきちんとしたことをし

ないとして罰の対象になるんだということをそれぞ

れの事業者というか認識できるような、そういう

きちんとしたプロセスをおつくりいただくことが重要

だと思います。

先ほど申し上げた、奥様とそしてその奥様のお

母様を亡くされた男性は、もっと厳しく規制をし

てもらつていればこんな目に遭わないで済んだん

だとおっしゃる。

ただし、同時に、国民への啓発も必要であらう

と思います。先ほど申し上げた鳥肉に関しまし

ては、カンピロバクター辺りは、菌の性質から

いつ表面をトリミングするだけでは食中毒は防

げない。そうすると、やはり幼児あるいは高齢

者、あるいは基礎疾患をお持ちの、成人であつて

も、方々はやはり自分の体調等考えて生の肉を食

べるという、そういう国民への啓発が重要だと

思つておりますので、まさに厚生労働省、これから

六月に向けてそれこそ本当に食中毒の頻発する

季節になりますので、お願いをしたいと思いま

す。

○國務大臣（細川律夫君） これは、委員も私どもも、この基準を決めて、この基準を守れないよう

なそういう業者についてはきちんと刑事的な処分

もして未然にそういうものを防ぐということ、こ

れは考え方と同じだというふうに思つております。

そういう意味では、今回私どもで行おうとい

うのは、これは基準の方をしっかりと定めて、そして

この基準を定めるときには、これは食品安全委員

会の意見ももちろん聴き、そして省内の審議会で

もまた諮つて意見も聴くと、こういうことになります。

これは当然、その基準を決めて告示をすればこ

れは食品衛生法の罰則規定にかかるわけですか

ら、そういう意味では慎重な手続が求められ

ているということで、そういう手続に基づいて大

臣告示をしてそして基準を定めていけば、これに

違反をするようなそういう業者については刑事的

な処分ができると、こういうことで未然に食中毒

業率というのは四・六%と高止まりをしているんですね。そういう傾向が続いている。そして、そこに追い打ちを掛けるように今度の大震災であります。また、原発事故、そして今度の中部電力の原発の停止、それを考えますと、まさに電力不足による計画停電というようなことを考えて、も、雇用面で非常に大きな不安定要素を抱えることになるというふうに思います。

今急いでこの求職者支援法として恒久化するよりも、切れ目のない予算事業として現行制度を継続していく方が、制度の利用者の方々にとってもあるいは運用する現場の立場にとっても、私はこちらの方が新たな事務やコストが掛からないということからも妥当ではないかと思いますが、いかがお考えでしょうか。

○国務大臣 細川律夫君 委員の方から、この求

職者支援制度を恒久的な制度に今する必要があるのかと、こういう御質問でございますけれども、今の社会というのは、三人に一人が非正規労働者、そしてまた長期失業者という方もこれもたくさんおられる、そういうことが恒常的に続いてきているというのが現在ではないかというふうに思っております。

そういう意味で、こういう現状に対して、雇用保険を受けられない、そういう方、その方がしっかりとした就職ができるようになれば、その人たちがもう最後のこのセーフティーネットの生活保護の方に落ちていくと。そういうことを考えますと、雇用保険と生活保護の間にもう一つのセーフティーネットの求職者支援制度、これを恒久的な制度としてつくり上げていくことが大事ではないかというふうに考えております。

今、基金事業でやっていますこの事業は、確

なつてきている、長期失業者が多くなっている社会ではどうしてもこの求職者支援制度を恒久化して、そういうものが恒常的になつてきている現代度としてつくり上げていくということが大事なことではないかというふうに考えて提案をさせていただいたところでございます。

○石井みどり君 先ほどから震災のこともちよつと申し上げたんですけれども、まだ被災地では非常に復旧も進んでいない。そうであれば、まだ情報手段の回復も遅れているわけですね。そうすると、今回のこの制度、少し変わりますですね、の周知等の手間を考えたら急いで法制化する必要はない、現行制度を継続する方が私は被災地の方々にとっては有効ではないかと思いますが、そこはいかがでしょうか。

○国務大臣 細川律夫君 今回の震災の被災者

というのはもうたくさんおられるわけでございます。そして、その被災者の中でもまた多くの方が職を失うと、こういう事態になつておりまして、そういう方に對しての速やかなあるいは早急な就職ということも、これはもう国を挙げて支援をしていかなければということだというふうに思いました。

そういう意味で、今までの現状に対する、雇用保険を受けられない、そういう方、その方がしっかりとした就職ができるようになれば、その人たちがもう最後のこのセーフティーネットの生活保護の方に落ちていくと。そういうことを考えますと、雇用保険と生活保護の間にもう一つのセーフティーネットの求職者支援制度、これを恒久的な制度としてつくり上げていくことが大事ではないかというふうに考えております。

今、基金事業でやっていますこの事業は、確

なつてきている、長期失業者が多くなっているこの大震災、長期化して、そして求職のためには、今行われております基金事業、この基金事業に世話になっているといいますか、そこを利用して、みんな手立てをしてあげなければならないその被災者の皆さんに対し、基金事業を踏まえたこの社会ではどうしてもこの求職者支援制度を恒久化して、そういうものが恒常的になつてきている現代の基金事業、これによつて就職をしつかりしていただけたらというふうに思つております。

○石井みどり君 長期離職の方々に対しての職業訓練の必要性、そういう支援というのは重要な制度として位置付けるべきであるというふうに思つております。求職支援制度は雇用保険の枠外の制度として位置付けるべきであるというふうに思つております。

○国務大臣 細川律夫君 今回の震災の被災者

で、まさにこういう職を失つた人、その中でも雇用保険をもらえない人たちもたくさんいるわけでありますから、そういう人たちに対して今の基金事業、そしてまた今回提案をさせていただいたこの求職者支援制度というものがそういう雇用保険の給付をもらえない、そういう人たちのためのこの三大臣、国家戦略担当大臣、財務大臣、厚生労働大臣の三大臣の合意で今回この支援法と常に困難な方々が多いわけありますので、私はむしろ全額一般財源でやるべきであるというふうに思つています。

この三大臣、国家戦略担当大臣、財務大臣、厚生労働大臣の三大臣の合意で今回この支援法というのが雇用特会を使うというふうに位置付けられたというふうに聞いておりますが、この経緯を大臣に御確認をさせていただきたいと思います。

○国務大臣 細川律夫君 この求職者支援制度の費用をどのよう形でどこが負担するかと、この職業訓練のコース、特別なコースも設定をいたしました。特に建設業務などの技術を身に付けます。特にそのためのコースなどもセットいたしました。

この点につきましては、私どもといたしましては、今行われております基金事業、この基金事業は、今行われております基金事業、この基金事業に世話になっているといいますか、そこを利用して、大体六割ぐらいでございます。そういう意味でただればこれは雇用保険財政にも貢献をしていただけるというような、そういうような観点から見ておりまして、是非そういう意味でも応援をしていただけたらというふうに思つております。

○石井みどり君 先ほどから震災のこともちよつと申し上げたんですけれども、まだ被災地では非常

に復旧も進んでいない。そうであれば、まだ情報手段の回復も遅れているわけですね。そうすると、今回のこの制度、少し変わりますですね、の周知等の手間を考えたら急いで法制化する必要はない、現行制度を継続する方が私は被災地の方々にとっては有効ではないかと思いますが、そこはいかがでしょうか。

そういう意味で、今行われております基金事業で、まさにこういう職を失つた人、その中でも雇用保険をもらえない人たちもたくさんいるわけでありますから、そういう人たちに対して今の基金事業、そしてまた今回提案をさせていただいたこの求職者支援制度というものがそういう雇用保険の給付をもらえない、そういう人たちのための見直しの問題、あるいは修正、そしてまた附帯決議もいただきましたので、それを踏まえまして、そのことについては見直しのところでしっかりと検討をさせていただきましたので、そういうことにさせていただきたいと思います。

○石井みどり君 今大臣の方から、なぜ今回の財

源のところに雇用特会を使つたかという、そ

雇用確保に充てられないかと、例えば漁業の研修とか水産加工の研修とか魚の養殖の研修とか、将来その地域の産業基盤が醸成できるような、そういうことに弹力的に運用できないかどうか、大臣に所見をお願いしたいと思います。

○国務大臣(細川律夫君) 今回の大地震によりまして多くの被災者の皆さん方が職を失っていると、こういう状況になつております。したがつて、こういう皆さんは就職をしていただくということが大変重要な課題でございます。

この法律、求職者支援制度、これはそもそも、雇用保険を受けられない方、雇用保険が切れた人、また、そもそも雇用保険に入をしていない人など、そういう方たちが職業訓練を受け、そしてその間給付を受けて職業訓練で職業能力を身に付けていく、そして就職をそこでしていただくと、こういう制度でございまして、今回の震災で職を失っている皆さん方にもこの制度は有効に活用していただけるものだというふうに思つております。

そこで、委員が御指摘のように、地域地域によつていろいろな職業のニーズも、需要もあるかというふうに思つます。そういう意味では、先ほど委員が言われました漁業の関係であるとか、あるいはまたこれから建設関係も更に多くの仕事があるかというふうに思つます。そういうところも訓練コースというところで設定させていただけます。

今基金事業でやつておりますことも、今被災者のところでのニーズに応じた訓練コースなども設定をいたしておりますので、そういうことも、この状況を踏まえながら、この求職者支援制度でやつていただきたいと、このように考えておるところでございます。

○赤石清美君 どうもありがとうございます。是

非弾力的な運用を、現地でそれぞれニーズが違つと思ひますけれども、よろしくお願ひしたいと思ひます。

次に、午前中も質疑がありましたけれども、求職者支援制度の給付が月十万円ということで、そして一方では雇用保険はその十万円を下回る人がいる。このゲートウエーを実務的にどうやって分けるのかということがよく分からないので、その点について御返答願えればと思います。

○大臣政務官(小林正夫君) 赤石委員御指摘のとおり、この求職者支援制度の給付額が雇用保険の求職者給付の額よりも高くなる場合はあり得るところ、こういうことでございます。午前中もこの質問もございまして、大臣の方から背景などを説明をさせていただきました。

建議では、雇用保険の給付が求職者支援制度の給付と比較して低い額となる者が存在することとなるが、雇用保険の給付と求職者支援制度の給付のバランスについては引き続き検討する必要があること、これが実は建議の内容になつております。

したがつて、この制度の創設後も施行状況を踏まえて引き続き検討してまいりたいと思います。

○赤石清美君 ありがとうございます。どうぞ振り分けについてはよろしくお願ひしたいというふうに思ひます。

続いて、負担の問題ですが、国が一分の一負担で、その中でいろいろ論議をしていきたい、このように考えております。

○赤石清美君 ありがとうございます。できるだけ、これも午前中質疑がありましたように、是非その振り分けについてはよろしくお願ひしたいというふうに思ひます。

続いて、負担の問題ですが、国が一分の一負担として労使が四分の一ずつ負担をするということとで、これも午前中質疑がありましたように、是非この後の検証をできれば二年に一回とか三年に一回とかそういうことで実際はどうなつたのかということの評価をやつていただきたいと、それから、多分労使間でいろんな議論があつたと思うんです。先ほど大臣が相当激しい議論があつたと言われましたけれども、具体的に労働者側はどういう議論があつて使用者側はどういう

議論があつたのかということ、そして最後は本当に納得しているのかということを聞きたいんですけれども、よろしくどうぞお願ひいたします。

○大臣政務官(小林正夫君) おおむね私が承知しているところでは、労働者側はやはり一般財源が好ましいんじやないか、使用者側については雇用保険事業という、こういうことも考えられるんじやないか、そういうことのいろいろお話を出たというふうに私は承知しております。

この労働政策審議会においては、現下の雇用失

業情勢や労働市場の変化を踏まえれば、早急に求職者支援制度を創設することが必要と、こういう考え方方に立つて、本来国が全額負担すべきものとの強い労働政策審議会の御指摘はいただきつつも、国が全額負担するための財政確保は困難な状況にある中で緊急に対応していくためには、国が応分の負担をしつつ労使負担を取り入れた制度とするこ

ともやむを得ないと結論に至つたものであると、このように労働政策審議会ではなりました。

様々な確かに御意見があつたと、このように承認をしております。ただ、この法律案はこの結論を踏まえたものであつて、労働政策審議会からはおおむね妥当だと、このようないい答申をいただいたことも事実でございます。

○赤石清美君 どうもありがとうございます。

いずれにしても、やはりそれが納得性のある姿でいかないと長期的に統かないというふうに思ひますので、是非この制度をつくって実績を上げ現場で混乱が起きないように、是非その振り分けについてはよろしくお願ひしたいというふうに思ひます。

続いて、負担の問題ですが、国が一分の一負担として労使が四分の一ずつ負担をするということとで、これも午前中質疑がありましたように、是非この後の検証をできれば二年に一回とか三年に一回とかそういうことで実際はどうなつたのかということの評価をやつていただきたいと、それから、多分労使間でいろんな議論があつたと思うんです。先ほど大臣が相当激しい議論があつたと言われましたけれども、具体的に労働者側はどういう議論があつて使用者側はどういう

好みないと、こういう意見だつたということで訂正をさせていただきます。

○赤石清美君 それでは続きまして、雇用保険法及び労働保険の保険料の徴収等に関する法律の一部を改正する法律案についてでありますけれども、現行の保険料率は一・六%プラスマイナス〇・四%ということになつておりますけれども、そもそもこの数字はどういう由來で決められたもののかをちょっと教えていただきたいと思いま

す。

○政府参考人(生田正之君) 現在の雇用保険の保険料率一・六%でございますけれども、これは平成十五年の改正のときにこうなつたという経緯がございます。この時期は、雇用保険の収支が非常に悪化いたしまして、積立金が四千億近くまで落ち込みまして、年間の支出額が二兆五千億超えているんですけども、その中で四千億近くまで落ち込みまして、このままでは破綻するんじゃな

いかという時期でございました。景気変動に伴いまして短期的な雇用失業の動向に加えまして、雇用形態の多様化などの中長期的な労働市場の変化なども踏まえまして、設定されたものでございます。

このときに保険料率が一・二から一・六に上がりました。

それから、プラスマイナス〇・四という弾力条項の設定の関係でございます。積立金の額が失業等給付の年間支出額の二倍を超えると、積立金がそれなりにあるということで、〇・四%の幅で保険料率が下げられるというふうになつてござります。それから、積立金の額が年間給付額の一倍を切りますと非常に危ないので、〇・四%の幅で保険料率が上げられるというふうになつてござります。

この〇・四%という幅につきましては、平成十九年の改正のときに〇・四%の幅になりました。この〇・四%の幅になる前は〇・二%の幅だったんですね。やっぱり残すことがそれにこなえることだと思うんですね。やっぱり、本当にこの求職支援やつて雇用が創出されて、企業のマンパワーもそれで改善していくという、そういう方向に回転するようになります。

○大臣政務官(小林正夫君) ただいまの答弁の中の評価をやつていただきたいと、それから、多分労使間でいろんな議論があつたと思うんです。先ほど大臣が相当激しい議論があつたと言われましたけれども、具体的に労働者側はどういう議論があつて使用者側はどういう

ことを思ひます。

するというため、○・二%の幅を○・四%にした方がいいんじやないかという労働政策審議会のお考えに従いまして○・四%の幅にしたということです。

実際に運用されます保険料率につきましては、現在の弾力条項の中で労働政策審議会で議論して決めるという整理になつてございまして、現在の弾力条項の幅の中で労働政策審議会で議論して決めてございますけれども、平成十九年度からこういう数字になつておられるということがあります。

○赤石清美君 今、大体決まった理由が分かりま

したけれども、今度はこれを一・四に下げるとい

うことと、そうすると、今のお話だと財政的に困

難になつたのでそれを設定したということです。

○政府参考人(生田正之君) 今回の保険料率の引

下げにつきましては、まず法律の中身といたしま

して、基本保険料率の引下げといふことになつて

ござります。法律の基本的な保険料率を一・六%

から一・四%に下げるということです。

その後は、積立金の水準いかんによりまして

弾力条項をどう利かせるかという問題になつてき

ます。

ですから、今のところ積立金の水準が非常に、

それなりの水準ございますので、安定している状

況でございまして、弾力条項が発動できる状況になつてございます。ですから、一・六から○・四

下げた一・二に今現在はなつてござりますけれど

も、一・四に下げますと一・〇に下げる余地は出

てくるということです。

ただ、どれぐら

いの幅を下げるかということにつきましては、例

年、毎年秋の段階で労働政策審議会におきまして

今後の雇用の動向なりを十分議論いただきまし

て、本当に下げる大丈夫かということを議論いた

だいて対応するということです。

法律の基本保険料率が一・六から一・四に下

がるということをもつて實際の保険料率を下げる

ございます。

それから、保険料率の今回の引下げにはもう一

つ意味がございまして、今後、積立金水準が仮に

下がつていきますと、弾力条項が発動できなく

なつて、自動的に法律本則の保険料率に戻るとい

うことになります。

今、法律本則の保険料率は

一・六%でございまして、非常に高い水準なんで

すけれども、今までおきましたと悪くなつ

たときに急に一・六に上がるということで、これ

は相当高い水準でござります。それを、仮に積立

金水準が落ちたときも一・四に戻るというところ

で抑えるという効果もございまして、こういう経

済情勢の中、事業主の方の御負担等も考えた場

合に、今こういう改正をした方がいいんじやない

かという理由のもう一つでござります。

それから、震災の関係で収支がちょっと危ない

んではないかというふうな御指摘をよく受けるん

ですけれども、今回、補正予算で三千億円失業等

給付で積ませていただいておりますが、それで対

応できるというふうに思つておりますと、あと雇

用調整助成金の七千億につきましても、それを失

業等給付から借り入れるものも含めて計算した上

で、積立金水準は何とか三兆円の維持はできると

いうふうに考えてございまして、それなりに安定

した形で推移できるのではないかというふうに考

えてござります。

○赤石清美君 ありがとうございます。

定的な運用をこれからもしていくほしいと思いま

す。

○赤石清美君 ありがとうございます。

それで、これからもしていくほしいと思いま

す。

○政府参考人(生田正之君) 委員の御心配はもつ

ともだというふうに思つております。

再就職手当につきましては二つの効果が出るこ

とになつておりますと、一つは、再就職手当の額

が増えますので、当然支出が増えるということで

歳出増になるという面がござります。それからも

う一つの面は、早期の再就職が増えるということ

で、本来だつたら失業状態が続いて基本手当とい

う給付をもらい続けるのが減らされるという節約

効果の両面があるということで、それがどれぐら

いのバランスかというところがポイントになつて

くるというふうに考えてござります。

私もちょうど団塊の世代でありますけれども、私

は一回も雇用保険をもらつたことがありません。

団塊の世代の多分六割から七割の人たちはずっと

と払い放しで来たと思うんですね。その人たち

がこの数年で一気に抜けていくわけですね。だ

から、その収支バランスというのはそこまで年齢

構造上見ているのか。そして、最近の若い人は多

くお願いしたいと思いますけれども、

この法律が決まりましたら、是非周知徹底をよろ

しくお願いしたいと思います。

○政府参考人(生田正之君) 委員御指摘のよう

に、定年退職の方方がそのように出てこられて

いるが、団塊の世代が抜けていくという現実がござ

ります。総じて団塊の世代の方は長期雇用の方が

分離職率が高いと思うんですね。そうすると雇用

保険は余計掛かっていくわけで、その辺の収支の

バランスはちゃんとコントロールできているの

か、お聞きしたいと思いますけれども、

○政府参考人(生田正之君) 委員御指摘のよう

に、定年退職の方方がそのように出てこられて

いるが、団塊の世代が抜けていくという現実がござ

ります。総じて団塊の世代の方は長期雇用の方が

分離職率が高いと思うんですね。そうすると雇用

保険は余計掛かっていくわけで、その辺の収支の

バランスはちゃんとコントロールできているの

か、お聞きしたいと思います。

○政府参考人(生田正之君) 委員御指摘のよう

に、定年退職の方方がそのように出てこられて

いるが、団塊の世代が抜けていくという現実がござ

ります。総じて団塊の世代の方は長期雇用の方が

分離職率が高いと思うんですね。そうすると雇用

保険は余計掛かっていくわけで、その辺の収支の

バランスはちゃんとコントロールできているの

か、お聞きしたいと思います。

○政府参考人(生田正之君) 委員御指摘のよう

に、定年退職の方方がそのように出てこられて

いるが、団塊の世代が抜けていくという現実がござ

ります。総じて団塊の世代の方は長期雇用の方が

分離職率が高いと思うんですね。そうすると雇用

保険は余計掛かっていくわけで、その辺の収支の

バランスはちゃんとコントロールできているの

か、お聞きしたいと思います。

○政府参考人(生田正之君) 委員御指摘のよう

に、定年退職の方方がそのように出てこられて

いるが、団塊の世代が抜けていくという現実がござ

ります。総じて団塊の世代の方は長期雇用の方が

分離職率が高いと思うんですね。そうすると雇用

保険は余計掛かっていくわけで、その辺の収支の

バランスはちゃんとコントロールできているの

か、お聞きしたいと思います。

○政府参考人(生田正之君) 委員御指摘のよう

に、定年退職の方方がそのように出てこられて

いるが、団塊の世代が抜けていくという現実がござ

ります。総じて団塊の世代の方は長期雇用の方が

分離職率が高いと思うんですね。そうすると雇用

保険は余計掛かっていくわけで、その辺の収支の

バランスはちゃんとコントロールできているの

か、お聞きしたいと思います。

○政府参考人(生田正之君) 委員御指摘のよう

に、定年退職の方方がそのように出てこられて

いるが、団塊の世代が抜けていくという現実がござ

ります。総じて団塊の世代の方は長期雇用の方が

分離職率が高いと思うんですね。そうすると雇用

保険は余計掛かっていくわけで、その辺の収支の

バランスはちゃんとコントロールできているの

か、お聞きしたいと思います。

○政府参考人(生田正之君) 委員御指摘のよう

に、定年退職の方方がそのように出てこられて

いるが、団塊の世代が抜けていくという現実がござ

ります。総じて団塊の世代の方は長期雇用の方が

分離職率が高いと思うんですね。そうすると雇用

保険は余計掛かっていくわけで、その辺の収支の

バランスはちゃんとコントロールできているの

か、お聞きしたいと思います。

○政府参考人(生田正之君) 委員御指摘のよう

に、定年退職の方方がそのように出てこられて

いるが、団塊の世代が抜けていくという現実がござ

ります。総じて団塊の世代の方は長期雇用の方が

分離職率が高いと思うんですね。そうすると雇用

保険は余計掛かっていくわけで、その辺の収支の

バランスはちゃんとコントロールできているの

か、お聞きしたいと思います。

○政府参考人(生田正之君) 委員御指摘のよう

に、定年退職の方方がそのように出てこられて

いるが、団塊の世代が抜けていくという現実がござ

ります。総じて団塊の世代の方は長期雇用の方が

分離職率が高いと思うんですね。そうすると雇用

保険は余計掛かっていくわけで、その辺の収支の

バランスはちゃんとコントロールできているの

か、お聞きしたいと思います。

○政府参考人(生田正之君) 委員御指摘のよう

に、定年退職の方方がそのように出てこられて

いるが、団塊の世代が抜けていくという現実がござ

ります。総じて団塊の世代の方は長期雇用の方が

分離職率が高いと思うんですね。そうすると雇用

保険は余計掛かっていくわけで、その辺の収支の

バランスはちゃんとコントロールできているの

か、お聞きしたいと思います。

○政府参考人(生田正之君) 委員御指摘のよう

に、定年退職の方方がそのように出てこられて

いるが、団塊の世代が抜けていくという現実がござ

ります。総じて団塊の世代の方は長期雇用の方が

分離職率が高いと思うんですね。そうすると雇用

保険は余計掛かっていくわけで、その辺の収支の

バランスはちゃんとコントロールできているの

か、お聞きしたいと思います。

○政府参考人(生田正之君) 委員御指摘のよう

に、定年退職の方方がそのように出てこられて

いるが、団塊の世代が抜けていくという現実がござ

ります。総じて団塊の世代の方は長期雇用の方が

分離職率が高いと思うんですね。そうすると雇用

保険は余計掛かっていくわけで、その辺の収支の

バランスはちゃんとコントロールできているの

か、お聞きしたいと思います。

○政府参考人(生田正之君) 委員御指摘のよう

に、定年退職の方方がそのように出てこられて

いるが、団塊の世代が抜けていくという現実がござ

ります。総じて団塊の世代の方は長期雇用の方が

分離職率が高いと思うんですね。そうすると雇用

保険は余計掛かっていくわけで、その辺の収支の

バランスはちゃんとコントロールできているの

か、お聞きしたいと思います。

○政府参考人(生田正之君) 委員御指摘のよう

に、定年退職の方方がそのように出てこられて

いるが、団塊の世代が抜けていくという現実がござ

ります。総じて団塊の世代の方は長期雇用の方が

分離職率が高いと思うんですね。そうすると雇用

保険は余計掛かっていくわけで、その辺の収支の

バランスはちゃんとコントロールできているの

か、お聞きしたいと思います。

○政府参考人(生田正之君) 委員御指摘のよう

に、定年退職の方方がそのように出てこられて

いるが、団塊の世代が抜けていくという現実がござ

ります。総じて団塊の世代の方は長期雇用の方が

分離職率が高いと思うんですね。そうすると雇用

保険は余計掛かっていくわけで、その辺の収支の

バランスはちゃんとコントロールできているの

か、お聞きしたいと思います。

○政府参考人(生田正之君) 委員御指摘のよう

に、定年退職の方方がそのように出てこられて

いるが、団塊の世代が抜けていくという現実がござ

ります。総じて団塊の世代の方は長期雇用の方が

分離職率が高いと思うんですね。そうすると雇用

保険は余計掛かっていくわけで、その辺の収支の

バランスはちゃんとコントロールできているの

か、お聞きしたいと思います。

○政府参考人(生田正之君) 委員御指摘のよう

に、定年退職の方方がそのように出てこられて

いるが、団塊の世代が抜けていくという現実がござ

ります。総じて団塊の世代の方は長期雇用の方が

分離職率が高いと思うんですね。そうすると雇用

保険は余計掛かっていくわけで、その辺の収支の

バランスはちゃんとコントロールできているの

か、お聞きしたいと思います。

○政府参考人(生田正之君)

化についても十分目配りをして、それで雇用保険制度の安定的運営に向けたような仕組みをつくっていくということが大事だと思っております。

安定的運営に向けた仕組みといいますのは、例えれば保険料率をどうするかという問題ではなくて、給付の中身をどういうふうに変えていくかという問題でございます。ですから、従来、失業中ずっと給付を出し続けるというのを重点だったのが、先ほど再就職手当の例で御説明させていただきましたけれども、早期に再就職を促進する

いうのを促すような形に変えていくとか、そういった形に変えることによってその収支バランスというのは変わってくると思っておりますので、そういう面も含めて自配りを十分しながら安定的運営に努めていきたいというふうに考えてござ

○赤石清美君　ありがとうございました。是非、やつぱり國民が不安にならないよう、こういう保険制度というのは安定した運用があつて初めてだと思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

それでは続きまして、東日本大震災の現状についてでありますけれども、冒頭に述べましたように、私は青森県の八戸から釜石の間まで海岸線を車でずっと、自己完結型でずっと行ってまいりました。たまたま私のふるさとの町と山田町が姉妹町になつていまして、いろんな交流があつて、この町長さんといろんな角度から話をすることができました。

町長さんに尋ねたところ、一番町長さんの悩みは何事かといいまつたら、まず医療の提供体制だと。今、この山田町には七つのグループが入っています。具体的には、和歌山県医師会、日赤、北海道JMAT、千葉県JMAT、戸田中央医科グループ病院、そして陸上自衛隊岩手駐屯地、それから看護協会、こういう七つのチームがここに実際入っておりまして、現状は非常に安定した医療提供体制になつてゐるということで、今は全然心配ないと、むしろ過去の方が心配だったと。

というのは、県立の山田病院には内科医がいな

かつたんだそうです。院長が外科で副院長が整形外科と、こういう体制で、今の方がむしろ医療提供体制は安定していると、だからこの医療提供体制をずっともつと維持してほしいということを言わわれまして、これはどんなものかなということです、一応大臣には詰ってもみたいということです。今派遣されているチームを今後どのような運用をするのか、大臣、所見をお願いしたいと思いま

○國務大臣(細川律夫君) 被災地の皆さんへの医療について支援をするということで、全国からいろんな形で医療チームが支援に入っておられます。そういう意味で、今先生が言われた町については前よりも良かつたというようなことになつてもらいたいと思います。

そういう意味では、私どもといたしましては、
おるかと思しますけれども、支拂ひ来ておられた
る先生方はまたいざれ自分の元の仕事にお帰りに
なると、こういうことでしょうから、そういう意
味ではその後が御心配だということだと思います
す。

まず、医療施設はあるけれどもお医者さんが不足して、中には自分の診療所が流されて診療するところがないというような場合には、町でそのお医者さんを雇っていただきく。それが適した制度といたしましては、重点分野雇用創造事業という基金事業がございます。それで町の方でそういう先生方を雇用していくだくという、そのことについて私は私どもはその事業を積極的に利用していただき

たいということで県などにも働きかけているところでございます。

また、二十二年度の補正予算で設置をいたしました地域医療再生基金、これにつきましては、岩手県、宮城県、福島県、この三県に対しても最高額の交付額、上限の百二十億円を確保いたしておりまして、そのうち十五億円につきましては、被災地の医療機関で医師等の医療従事者を安定的に確保するための事業に活用していくようなど、こういうことで前倒しで交付している、このこと

も可能といったしております。

そういうことで、今後とも私ともとしましては、今支援に来ておられる方が一気に引き揚げる、元のところに帰られるということになりますと大変でございますから、各医療団体にお願いをして、現在の支援チームで医療をしていただいて、その後もしっかりと医療ができるような、そういう体制ができるまでいろいろな協力をお願いをしていきたいと、このように考えております。

されば輪番制か何かにして半年交代で行くとか、二年ぐらいはサポートしてあげないとしつかりとした医療提供体制が県全体でも多分できないんだろうというふうな印象を受けましたので、是非その点はよろしくお願ひしたいというふうに思
ひます。

いよや
続きまして、一番目に一番の問題は何だつて聞
きましたら、やっぱり雇用の問題で、先ほども法律
のところで触れましたけれども、いろんなところ
で救済事業を立ち上げてほしいということであ
りまして、もちろん瓦れきの処理という事業もあ

○大臣政務官(小林正夫君)　先生御指摘のとおり、特に沿岸部の漁業関係者の方が船も失い仕事の側面が必要だと思うんですけど、その点については何かお考えござりますでしょうか。

も失つたと、こういう大変状況もあると聞いております。したがつて、「日本はひとつ」しごとプロジェクト、こういう中で、被災地における漁業従事者の方々を含めて、被災した失業者の雇用の場を創出するために、先ほど大臣も答弁しましたけれども、重点分野雇用創造事業の実施要件の緩和、それと今回の補正予算でこの基金の上積みを行つて幅広く対応ができるように、こういうことに今努めたわけでござります。

うならば、水産庁においても、漁業従事者の方々

に漁港などが漁場の再生など地域の復興に向けた取り組の担い手となつていただき漁場復旧対策支援事業などを実施すると、こういう支援事業をやつていこうと、こういうことも水産庁の方で決定をなし、今対応しているところでございます。

ただ、他方、被災地域の復興までの間にほかの地域で漁業に従事したい、こういう希望もあること、このようにも承知しております。このため、ハローワーク内の農林漁業就職支援コーナーは、

その間、当該漁業従事者の方々に対しハローワークの全国ネットワークを活用するとともに、水産庁等の関係機関との連携によりまして、一としては漁業求人の確保、二つ目は避難所等への掲示等による情報提供、そして三つ目は出張相談などと実施して、漁業従事者の旦那さんや妻に対する支援を行ってまいります。

などを実施して漁業従事者の早期就業を支援することとしたいたい。このように進めたいと思います。

現時点では、ほかの地域からの三百五名分の求人情報の提供を受けております。自分が今まで頑張ってやってきた漁業の場所じやなくて、違う地域から三百五人分の求人情報をもう今受けている

と、こういうこともあります。
○赤石清美君 このような漁業従事者の雇用の支援の取組を通じて、一日も早く被災地の復興を、漁業に限らず多くの方が就職できるよう、また働く場が確保できるように支援をしていきたい、このように思っています。

漁業といつても、魚を釣る人だけじゃなくて、魚に氷を詰めなきゃならない製冰業者、そして市場の関係者、周辺事業はたくさんあるんですね。その周辺事業も含めてサポートしてあげないとなかなか連携はできないんだろうなというふうな気がいたしますので、どうかそこまで深く考えてやつていただければと、いうふうに思います。

次に、東京電力福島原発の問題について質問したいと思いますけれども、私、もう二ヶ月ぐらいま

なことであつて、そこに今避難されている方たちの健康管理をフォローすることが一番大事だと思ふんですね。多分もう避難されている方はいろんな場所にいるはずです。群馬県に行つたり栃木県に行つたり、いろんなところにいます。私の親戚のところにもいます。それを本当にフォローできているのかというと、多分そこまでフォローできていないんじゃないかと思うので、これからやっぱり、その三キロ、十キロにいてその瞬間に、水素爆発の瞬間に多分爆風を感じた人もいるはずなんですよ、そういう人たちのフォローをこれからしっかりといただきたいというふうに思いましたけれども、大臣、いかがでしようか。

○国務大臣(細川律夫君) 委員が御指摘のように、あの原発の近くの住民の人たちというのは大変心配、不安になつてているというふうに思いますが。そういう意味でも、どういう被曝をしてどのくらいの量なのかというようなことも、これも調査もしなければいけないというふうに思つております。

その中で、子供たちについては内部被曝の状況といううのが一つございます。調査したのは三月下旬でありますけれども、原子力安全委員会が実施をいたしましたSPEEDIによります試算において甲状腺の被曝線量が比較的高いとされました地域で小児の方の調査をいたしております。総計で千百四十九人のゼロ歳から十五歳までの子供たちの調査をいたしておりまして、その調査ではスクリーニングレベルを超えた者は一人もいなかつたというような結果が出ております。

ただ、私どもいたしましても、委員が言われるよう、住民の方の不安あるいは健康というのはしつかりこれは今後調査をしていかなければというふうに思つておりますが、現在は、文部科学省、それから放射線医学総合研究所、そして原子力安全委員会と連携をいたしまして、環境モニタリングの結果の活用によりまして、住民の皆さん方が受けた放射線量の推定、評価、この実施を今いたしているところでございます。

なことであつて、そこに今避難されている方たちの健康管理をフォローすることが一番大事だと思ふんですね。多分もう避難されている方はいろんな場所にいるはずです。群馬県に行つたり栃木県に行つたり、いろんなところにいます。私の親戚のところにもいます。それを本当にフォローできているのかというと、多分そこまでフォローできていないんじゃないかと思うので、これからやっぱり、その三キロ、十キロにいてその瞬間に、水素爆発の瞬間に多分爆風を感じた人もいるはずなんですよ、そういう人たちのフォローをこれからしっかりといただきたいというふうに思いましたけれども、大臣、いかがでしようか。

○赤石清美君 是非よろしくお願ひしたいと思います。

特に、この二十キロ圏内の人たちは長期的な被曝対策本部の下、住民の方々の被曝状況調査や長期的な健康管理につきまして、専門家の意見はもとより、地元の福島県等地元自治体の意向も踏まえた上で対策を講じまして住民の皆さん方の不安解消に努めてまいりたいと、このように考えておるところでございます。

○赤石清美君 是非よろしくお願ひしたいと思います。

特に、この二十キロ圏内の人たちは長期的な被曝対策本部の下、住民の方々の被曝状況調査や長期的な健康管理につきまして、専門家の意見はもとより、地元の福島県等地元自治体の意向も踏まえた上で対策を講じまして住民の皆さん方の不安解消に努めてまいりたいと、このように考えておるところでございます。

○赤石清美君 是非よろしくお願ひしたいと思います。

特に、この二十キロ圏内の人たちは長期的な被曝対策本部の下、住民の方々の被曝状況調査や長期的な健康管理につきまして、専門家の意見はもとより、地元の福島県等地元自治体の意向も踏まえた上で対策を講じまして住民の皆さん方の不安解消に努めてまいりたいと、このように考えておるところでございます。

るでしようか。

○副大臣(大塚耕平君) 今、中西審議官から御報告のありました三十名のうち二十九名の方の健康診断は既に終了しております。残り一名の方も間もなく実施する予定でございます。

なお、若干補足的な情報も申し上げさせていただきますと、既に原発での作業従事期間が一ヶ月を超えた方々については約八百名がいらっしゃいましたが、この方々に対しても一ヶ月に一回の検査をしつかり行つようについてこのことで、四月の二十五日に改めて指示をいたしました。その結果、この方々全員に対して実施するのに六月いっぱいまで掛かるということでありましたが、できるだけ前倒しするようにとということで五月の七日に改めて指導をいたしまして、産業医科大学から医師を派遣していただきまして、五月十五日から福島第一、第二原発において健康診断などを実施させていただくことになつております。

○赤石清美君 ありがとうございます。しつかりとそのフォローをお願いしたいというふうに思います。

○政府参考人(中西宏典君) お答え申し上げま

す。

これは昨日までの時点で、これまで三十名の方

が百ミリシーベルトを超える作業に従事したとい

うふうに報告を受けてございます。

○赤石清美君 一応法律では、百ミリを超えたら

一ヵ月ごとに臨時の健康診断を行うことになつてい

ますけれども、この点についてはどうなつてい

ります。

○赤石清美君 ありがとうございます。しつか

りとした管理をお願いしたいと思います。

京、千葉、この二都十一県からの食品は輸入を禁止する、それ以外のところについては日本政府から発行した放射性物質検査済合格書、原産地証明書を提供しないと受け入れないと、こういう状態になつて、片側では、我々は、何といいますか、あの農薬の入ったギョーザが入つてきたりいろんなことがあつて、いるのに、何でこんな風評でここまでされているのか、農水省はどういう対応をしているのか、この点について、副大臣、お願いします。

○副大臣(筒井信隆君) 先生おっしゃるよう、躍的な強化をした輸入規制を中国政府が発表いたしました。四月五日でしたか、海水への放射性物質を含んだ放出、この四日後でございました。そこで、政府としては、その四月九日の四日後に菅総理と温家宝総理が電話会談をしたわけでございますが、そこで菅総理の方から、科学的知見に基づいた冷静な対応をお願いをしたい、こういふ申入れをいたしました。農水省としても、在東京の中国大使館にしばしば行きました。現在の状況がどうなつてという詳しい情報提供を繰返し行っています。さらに、北京の日本の大使館の方からも北京政府の方に同じような情報の提供を繰り返し行っています。北京でも一度これらの問題についての説明会も開催をいたしました。

それ正正確な情報を漏れなくお伝えをする、そして、こういう世界一今のところ厳しい輸入規制でございますが、その緩和を強く要請をし続けているところでございます。

○赤石清美君 早くこの問題を解決して、これも風評被害に近いんだろうと思うんですけれども、やつぱり日本政府がしつかりとした対応をしなければ中国政府も理解しないと、うふうに思いますので、是非農水省としてこれからも必死に努力をしていただきたいと。多くの人たちが本当にこの規制によって犠牲になつていますので、そのことを胸に抱いてしつかりとやつていただきたいといふふうに思います。

京、千葉、この二都十一県からの食品は輸入を禁止する、それ以外のところについては日本政府から発行した放射性物質検査済合格書、原産地証明書を提供しないと受け入れないと、こういう状態になつて、片側では、我々は、何といいますか、あの農薬の入ったギョーザが入つてきたりいろんなことがあつて、いるのに、何でこんな風評でここまでされているのか、農水省はどういう対応をしているのか、この点について、副大臣、お願いします。

うふうに思います。

○赤石清美君 ありがとうございました。時間のよう

です。副大臣、ありがとうございました。時間のよう

です。

うふうに思います。

す。

ます。

はないかと思うわけでございまして、この緊急事業との生活保護との関係、これをどのように置かれて考えているんでしょうか。

○政府参考人(小野晃君)お答えをいたします。

今議員おっしゃられたとおり、この基金事業、

第一のセーフティーネットである雇用保険と最後

のセーフティーネットである生活保護の間に位置

するものとして行つてある事業でございます。

おっしゃられたように、この事業によりまして、失業のために生活費に不安を抱える方が安心して

この訓練を受講され、就職に必要な技能を身に付けて就職をされることが可能になって、結果

的に失業により直ちに生活保護に至る状況を一

定程度食い止めるという役割を果たしてきたんだ

はないかというふうに思つております。

また、数値的な試算として昨年の六月に公表さ

れましたナショナルミニマム研究会の中間報告と

いうものがありまして、この中で、十八歳から二

年間職業訓練を受けた男性が正規雇用された場合

に、職業訓練を受けずに生活保護を受給し続けた

場合に比べて行政経費がどうかという試算がありまして、それによると、最大一億円を超える効果があるという推計結果も示されております。

以上でございます。

○山本博司君 それでは、大臣にお聞きをしたい

と思います。

この事業のやられてきたこれまでの課題という

ことと、それから、今回法制化をするということ

で、今までの予算措置をしてきた事業とのよう

に違うのかという点、それから、目標に関して今後どのように、まあ今までの事業は六〇%とい

うことで、六八%が就職率といふことでございま

たけれども、その目標値をどのように設定する

か、この点をお聞きをしたいと思います。

○国務大臣(細川律夫君) 今、基金事業で職のない方、雇用保険を受けられない方、この人たちに

対しての訓練をしながらその生活資金を提供し

て、そこで職業能力を身に付けていただいて就職

につなげているところでござります。この背景

は、もう既に出ておりますように、非正規労働者がもう増えてきている、三分の一以上になつてきている、そしてまた長期の失業者が増えてきております。

そこで、基金事業、これによりまして、基金事業として、これは非常にいい形での基金事業

が進んだと思いませんけれども、これを恒久化する

ことによって、これによって、そういう恒常的

なっているこの非正規労働者、そして長期失業

者、そういう人たちがこの制度によりまして就職

をしていくけると、こういう制度とするものでござ

いまして、その点については私は生活保護に落ち

ないようななそういう形での第二のセーフティーネットをしっかりと張ることができるというふうに思つております。

そこで、大事なことは、これは職業訓練をして

て、しかも生活資金まで提供して職業訓練をする

わけではありませんから、これが就職に結び付かない

ればこれは意味がないということになります。基

金事業では就職率が六〇%という目標でありまし

た。それを上回る結果も出ておりまして、この求

職者支援制度、これを施行するときに目標値も当

然立てなければいけないと思いますけれども、こ

れは基金事業での目標値なども勘案をいたしまし

て目標を設定をしたいというふうに思つております。

さて、要は、しっかりと目標値も立てて、それ

を実現することによって職のないそういう方に対

してしっかりと仕事に就けるようにこの制度で

しっかりとやつていきたいと、このように考えてお

るところでございます。

○山本博司君 ありがとうございます。

この緊急人材育成事業、実際、就職率が六八%

であったということで、以前の委員会でも実態は

どうなかという点を、実際、大阪市等でのハ

ローワーク等の実態の調査等でも、今までの制度

ですと、報告書がアンケートで記入されるわけ

すけれども、就職していましたというチェック欄が增多してきています。それで、派遣労働者とかパートタイム労働者とか自ら何でも働いていたということもあれば

派遣労働者とかパートタイム労働者とか自ら何でも働いていたということもあれば

つきまして不正受給があつた場合につきましては、不正受給額の三倍までの額の返還、納付を命ぜられています。これが、景気が悪くなつたからそういう方が増えたというんではなくて、もう恒常的にこういう人たちが増えてきていると、こういう過程がございます。

そこで、基金事業、これによりまして、基金事業として、これは非常にいい形での基金事業

が進んだと思いませんけれども、これを恒久化する

ことによって、これによって、そういう恒常的

なっているこの非正規労働者、そして長期失業

者、そういう人たちがこの制度によりまして就職

をしていくけると、こういう制度とするものでござ

いまして、その点については私は生活保護に落ち

ないようななそういう形での第二のセーフティーネットをしっかりと張ることができるというふうに思つております。

そこで、大事なことは、これは職業訓練をして

て、しかも生活資金まで提供して職業訓練をする

わけではありませんから、これが就職に結び付かない

ればこれは意味がないということになります。基

金事業では就職率が六〇%という目標でありまし

た。それを上回る結果も出ておりまして、この求

職者支援制度、これを施行するときに目標値も当

然立てなければいけないと思いますけれども、こ

れは基金事業での目標値なども勘案をいたしまし

て目標を設定をしたいというふうに思つております。

さて、要は、しっかりと目標値も立てて、それ

を実現することによって職のないそういう方に対

してしっかりと仕事に就けるようにこの制度で

しっかりとやつていきたいと、このように考えてお

るところでございます。

○政府参考人(生田正之君) 委員御指摘のように

不正受給はあつてはならないことだということ

で、これを防ぐための抑止効果を持つたような措

置を導入するということを今回の法律の中でも考

えてございます。

求職者支援制度の法制化をおきましたが、ハロー

ワークが求職者に対しまして罰則で担保された報

告の微収あるいは立入検査ができるというふう

は、実績があることを要件に加える、あるいは訓練指導の経験があることなど講師の要件を強化するなど、認定基準を厳格化することにしております。

さらに、訓練修了後の就職状況をしっかりと把握いたしまして、過去の就職実績の高い訓練から優先度を持つて認定をすると、一定水準未満の就職率のところは不認定にするとか、そういうところはしっかりと厳格にやりまして、訓練内容、質が充実するよう努めてまいりたいと思つております。

○山本博司君 是非とも、大事な点でございますので、よろしくお願ひ申し上げたいと思います。

次に、就職支援という観点からお聞きをしたい

ころはしっかりと厳格にやりまして、訓練内容、質が充実するよう努めてまいりたいと思つております。

○山本博司君 是非とも、大事な点でございます。

次に、就職支援といふ観点からお聞きをしたい

と思います。

最終的に就職に結び付けていくことが大変大事な段階でございます。就職相談の段階から、求職者の経験とか希望業種、資格、適性、様々な情報を的確に把握をして、きめ細やかな対応をしていくことが大事でございます。

○政府参考人(生田正之君) お答えいたします。

今回の新しい制度では、この就職支援、ハローワークが主体となって実施をするということでございます。具体的にどのような内容になるのか、また基金訓練から改善された点、この点をお聞きしたいと思います。

○政府参考人(生田正之君) お答えいたします。

求職者支援制度につきましては法律にきちんと書き込むということがございまして、それに伴つてハローワークの就職支援につきましても相当強化されているというところでございます。

まず、受講する訓練につきましては、ハロー

ワークの方で御本人に合った訓練の受講指示をするということで、キャリアカウンセリング等をきめ細かに行いまして、本人に合った訓練の指示をします。その指示をした上で御本人ごとの就職支援計画を作りまして、その就職支援計画に基づきましてハローワークに定期的に来ていただくといふうにいたします。来ていただくのは訓練受講中だけじゃなくて、修了後も一定期間定期的に来

ていただくというふうにすることでござります。

それから、訓練修了後につきましては、必要にローワークがきめ細かく支援を実施するという考え方でございます。

一方で、今回、新しい取組といたしまして、就職支援計画に従わない場合は一定期間給付が受けられないようになります。

とか、あるいは、場合によつては給付の受給額の返還をしていただくとか、そういうペナルティーを加えるということによりまして受給者の方にもしっかりと就職活動に取り組んでいただくような仕組みにするということでございまして、こういった取組を着実に実行して訓練受講者の就職を実現していくといふに考えてございます。

○山本博司君 今回、この制度、今御指摘ありますようにハローワークが中心となってその就職

の支援をしていくということで、ハローワークの役割、大変強化をされるわけでございます。実務量が飛躍的に増大をすると。

今回、基金訓練の平成二十二年度実績は二十六万九千人余りの受講数があるわけございますので、これと同様の規模とということである。この人たちの個別の支援計画をハローワークの担当の方々がそれぞれ作成をして担当者制の就職支援を行っていくことは相当の人員の確保が必要になります。一方では公務員の定員削減と並んで、何よりも当部会における議論の積み重ねを全く踏まえておらず、ILの基本原則である公労使三者構成によって合意形成を行うという労働政策の意思決定の在り方を尊重しないと受け取られる進め方であり、極めて遺憾であると、このようにございますけれども、こうした報告が出されたということをどのように認識をしているのか、また、労使代表にどのような理解を進めていくのか、この点、大臣にお聞きしたいと思ひます。

○国務大臣(細川律夫君) この財源の問題、求職者支援制度の費用をどのように誰が分担するかと

いう問題につきましては、これ、労政審議会の方からは大変厳しい御指摘もいただきました。ただ、労働政策審議会の中でも、この求職者支援制度を早急に恒久的な制度として創設することが最

も重要なことだと、こういう共通認識の下で、今あるのは障害をお持ちの方に対する、また若

い人たちに対して個々にきめ細かに指導しているわけですが、その就職促進指導官を百八十四名増員することをこの制度創設後考えておりまして、その結果として三千五百六名にこの指導官がなるというように予定しております。また、訓練の受講前から修了後まで一貫してハローワークがきめ細かく支援を実施するという考

え方でございます。

一方で、今回、新しい取組といたしまして、就職支援計画に従わない場合は一定期間給付が受けられないようになります。

とか、あるいは、場合によつては給付の受給額の返還をしていただくとか、そういうペナルティーを加えるということによりまして受給者の方にもしっかりと就職活動に取り組んでいただくような仕組みにするということでございまして、こういった取組を着実に実行して訓練受講者の就職を実現していくといふに考えてございます。

とにかく、求職されている方が早く就職されますように、ハローワーク挙げて強力に支援をしていけるような体制を整備したいと考えています。

○山本博司君 ありがとうございます。大事なハローワークの人たちでございますので、その支援をお願いをしたいと思います。

それでは、財源に関して大臣にお聞きをしたい

と思います。

一月三十一日の労働政策審議会の職業安定部会の報告では、財政が厳しい状況にあるとはいえ、求職者支援制度の本来あるべき姿とは異なるものであり、何よりも当部会における議論の積み重ねを踏まえておらず、ILの基本原則である

公労使三者構成によって合意形成を行うという労働政策の意思決定の在り方を尊重しないと受け取られる進め方であり、極めて遺憾であると、このようにございますけれども、こうした報告が出されたということをどのように認識をしているのか、また、労使代表にどのような理解を進めていくのか、この点、大臣にお聞きしたいと思ひます。

○国務大臣(細川律夫君) この附帯事業というふうに思われます。一方では公務員の定員削減と並んで、何よりも当部会における議論の積み重ねを踏まえておらず、ILの基本原則である

労使の皆さんから厳しい指摘もいただいております。

そういう中で、財源の問題についても大変重要な課題でございまして、この法律の施行後三年を目途にいたしまして見直しをすると、こういうことで、法案にもそのことを明記をいたしておりまして、財源の問題につきましては、労政審議会の方からは労使の皆さんから厳しい指摘もいただいております。

そういう中で、財源の問題についても大変重要な課題でございまして、この法律の施行後三年を目途にいたしまして見直しをすると、こういうことで、法案にもそのことを明記をいたしておりまして、財源の問題につきましては、労政審議会の方からは労使の皆さんから厳しい指摘もいただいております。

には応分の負担、二分の一負担と、こういうこと

にさせていただいて、雇用保険の国庫負担が四分の一でありますから、二分の一ということで、それ以上の応分の負担をさせていただいたと、こういうことでございます。

そこで、委員が御指摘の附帯事業での求職者

支援制度を実施をすれば雇用保険の保険料の料率を上げるようなそんな事態も考えられるのではないかと、こういう御指摘でございますけれども、これにつきましては既存の雇用保険の保険料率の範囲内で実施をすると、こういうことにいたして

この点につきましては、労働政策審議会の建議

の中でも、これについてはこのように建議をいたしております。積立金に係る弾力倍率が一倍を下回る場合には、求職者支援制度における給付等について見直すものとともに、労使の負担

については積立金の関係で上限設定など制約を設けるべきである、こういうような建議もいたしております。積立金の意味で、一定の制約の

中で実施をしていくと、こういうことで保険料率のところに掛かってくるようなことがないよう

に実施をしてまいりたいと、このように考えておるところをございます。

○山本博司君 最後の時間で、震災関連の雇用対策でお聞きをしたいと思います。

政府は今、被災者の就労支援のために、「日本はひとつ」しごとプロジェクトのフェーズ1といふ段階からフェーズ2という新しい段階に進んでいるということを聞いております。被災者の

方々、職に就いて暮らしに必要な収入を得るということは被災者の安心とまた生活再建のスタートになると思います。このフェーズ1の進捗状況を確認をしたいと思います。

○副大臣(小宮山洋子君) 就労を支援し、そして雇用を創出するために関係省庁でこの会議をつくりまして、おっしゃるように、緊急のものとしてフェーズ1を出し、フェーズ2でそれを裏打ちする補正予算などについての方策を今取つてていると

いうところです。

この中で、やはり雇用を創出するためには、その雇用創出のための基金事業とそれから当面の復旧事業、それからあとマッチングをするために

「日本はひとつ」しごと協議会をつくり、ハロー

ワークが中心になってマッチングをしていくこ

と、それから雇用の維持確保というその下支え、

三千五百五十三人分、それから被災者向けの基金事業で一万四千百人分、それから復旧事業で

三千五百五十三人分、それから被災者向けの求人で三万三千二十九人分、農業・漁業分野の求人で

一千二百三十三人分、トータル五万二千人分の雇用

の中でも、これについてはこのように建議をいたしております。積立金の意味で、一定の制約の

中で実施をしていくと、こういうことで保険料率のところに掛かってくるようなことがないよう

に実施をしてまいりたいと、このように考えておるところをございます。

○山本博司君 最後の時間で、震災関連の雇用対策をお聞きをしたいと思います。

政府は今、被災者の就労支援のために、「日本

はひとつ」しごとプロジェクトのフェーズ1とい

ふ段階からフェーズ2という新しい段階に進んで

いるということを聞いております。被災者の

方々、職に就いて暮らしに必要な収入を得るとい

うこととは被災者の安心とまた生活再建のスタートになると思います。このフェーズ1の進捗状況を確認をしたいと思います。

○副大臣(小宮山洋子君) 就労を支援し、そして

雇用を創出するために関係省庁でこの会議をつくりまして、おっしゃるように、緊急のものとして

フェーズ1を出し、フェーズ2でそれを裏打ちする補正予算などについての方策を今取つてていると

も上げまして、なるべく被災者が得られるようにならぬことを願っています。

今、補正予算によりまして、復旧事業の推進で

トータル十五万人の雇用を創出をしたい、そして

重点分野の雇用創造事業に災害対策ということ

で、もう高齢者や子供の見守りからほとんどのものが仕事になるようにしてございますので、そう

したことで被災者を中心に五万人分の雇用創出をしたいと、そのように考えております。

ただ、委員がおっしゃったように、求人の三分

人余りというのは八割以上が被災地外で、皆さん

は被災地離れたくないとおっしゃっているので、これはフェーズ3、第三段階以降、復興会議など

でのグランドデザインも見ながら、しっかりとどこ

かたということで、進展されていると思っておりま

ますが、更に力を入れていきたいと思つています。

○山本博司君 今、五万二千人の雇用機会を確保で

きたということで、進展されていると思います。

ただ、多くは被災地以外の方の雇用も多いとい

うことでございまして、やはり住み慣れた地域の被

災者の方々が雇用の確保をされるということ、大

変大事でございます。雇用の場をやはりどうつ

くつしていくかという、そういう意味では大変大事

だと思います。瓦れきの撤去とか仮設住宅の建設

とか、これからどんどんあるわけでござりますけ

ども、この被災地での雇用対策、このことに関

してお聞きしたいと思います。

○山本博司君 最後に、大臣に、この雇用創出に

向けた大臣の決意、今、三県で八十四万人ぐらい

の方たちが就業していただいていることございま

けれども、大臣の決意をお聞きしたいと思いま

す。

○国務大臣(細川律夫君) 今度の震災を契機とい

たしまして、被災者はもちろん、全国で雇用に大きな影響を与えてくるのではないかと、こういう

心配がございます。そこで、先ほど副大臣の方か

らお話をありましたように、「日本はひとつ」し

ごとプロジェクト、フェーズ1に続きまして

フェーズ2を取りまとめて、それを実施するとい

うことで全力で取り組んでいるところでございま

す。

○山本博司君 終わります。

○秋野公造君 公明党の秋野公造です。被災地の

皆様のお役に立てるよう、質疑に入つてまいりま

す。

○山本博司君 職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支

援に関する法律について伺います。

先日、福島県の相馬市、行かせていただきました

。懸命に就職のあつせんをなさるハローワーク

の方々や、二十代、三十代、仕事を失わされた青年

の方々、たくさんお話を聞いてまいりました。

少し御紹介させていただきますと、お一人目は

原発に長くお勤めになつておられます。そして仕

事を失つてしましました。残念ながら雇用保険に

入つていなかつたそうで、全く収入が閉ざされて

しまつた状況になりました。お二人目紹介をしま

す。農家でお勤めであります。種はいただい

たそりあります。作つたものが売れるかどうか

か、この風評被害の中で売れるかどうか分からな

い状況ではなかなか農業を行なう気にはなれ

ないというお話をされました。三人目は漁業関係

の方であります。八年ずっと勤めてこられたそ

うですけれども、港もなくなる、船もなくなる、

漁港が集約をされるというようなお話もある中で

漁業が復活をするかどうか分からないような状況

では、三人とも共通して言つてることは、当

面の転職はやむを得ないとお考えであります

たが、それぞれに専門家でありましたので、専門家にとつて新たな職業に就くというのは非常に悩みであり、そこでこういった訓練もありますといふお話をさせていただいたところ、非常に喜びの声も上がったところであります。ですから、こういった基金の訓練であつても、この法律に基づいたものであつても、実効上、求職者の支援がしっかりと行われるよう取り計らつていただきたいと思います。

そこで、訓練について伺ひたいと思いますが、この訓練については、訓練コースは成長分野や地域の産業動向、求人ニーズを踏まえて設定をすると。その協議の場として、先ほど御答弁ありましたけれども、中央訓練協議会、国レベル、地域訓練協議会、都道府県レベルで、労使、教育機関等関係機関による協議会で決めるということでありますが、本当にこの構成でしっかりとニーズを拾い上げることができるをお考えでしょうか。

これまでも、基金訓練においてもそういった枠組みの中でお話はされてきたはずであります。が、にもかかわらずミスマッチは起きております。が、中小企業への求人が非常に多い中で、中小企業の声も聞いていかなくてはいけません。そして成長産業の代表者の声も聞いていかなければなりません。そして地域の産業の代表者の声、きつちり聞かれていく予定でしょうか。これまでどんの成長産業なのかということと、本当にこの構成で大丈夫なのかということ、厚労省の見解、教えてください。

○政府参考人(小野晃君) 職業訓練の実施に際しましては、今委員御指摘のように、やはり各地域ごとの求人求職のニーズというものをしっかりと把握をして、それに即応した職業訓練を実施をし就職に結び付けていくと、こういうことが非常に重要なと思っております。

○政府参考人(小野晃君) 職業訓練の実施に際しましては、今委員御指摘のように、やはり各地域ごとの求人求職のニーズというものをしっかりと把握をして、それに即応した職業訓練を実施をし就職に結び付けていくと、こういうことが非常に重要なと思っております。

○政府参考人(小野晃君) 職業訓練の実施に際しましては、今委員御指摘のように、やはり各地域ごとの求人求職のニーズというものをしっかりと把握をして、それに即応した職業訓練を実施をし就職に結び付けていくと、こういうことが非常に重要なと思っております。

○政府参考人(小野晃君) 職業訓練の実施に際しましては、今委員御指摘のように、やはり各地域ごとの求人求職のニーズというものをしっかりと把握をして、それに即応した職業訓練を実施をし就職に結び付けていくと、こういうことが非常に重要なと思っております。

</

部局と両方が連携していかなきやこのシステムうまく動かないというような面もありますが、いずれにしましても、結論としては、平時からこのシステムをやはり導入について極力努力をさせていただいて、まさに今後の活用の在り方とかそれから支援体制について周知徹底をさせていただきたいと、このように思つております。

○川田龍平君　是非使っていただいて、より被災者のために迅速にこのサービスが提供できるようにしていただきたいと思います。

いる方が現金収入がなく困り切っているという状態です。岩手県では津波の浸水区域を災害危険区域に指定すると言われておりますし、宮城県では津波浸水区域に建築基準法に基づく建築制限を掛け、福島県では原発の事故による長期避難が余儀なくされているという状況です。

与事業を実施し、災害救助法で認める範囲内の食費を現金で給付することを検討してはいかがでしょうか。雲仙・普賢岳の旧国土庁要綱事業の食事供与事業や、新潟中越地震の分散避難所といった前例もあります。被災者の立場に立つてお答えいただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○副大臣(大塚耕平君) まさしく被災者の立場になつて、今回のケースをよく念頭に置きながらお答えをさせていただきたいと思います。

ます。災害救助法の対象となつてゐるその食費という概念は、要は、自宅が壊れたような方々が避難所に行かれて、その避難所での食費等はしっかりと国が面倒を見ますということになります。現在、徐々に災害後の状況も形が変わりつつあるわけなんですが、まだ避難所にいらっしゃる方々のそうした食費等については、そういう意味では今この状態が続いているわけあります。ただ、仮設住宅に入りになつたり、新しいお住まいの環境に移られた方が、職がない、収入がないといふ中でどうしたらいいかという、そういう御下問だ

と申します

したがつて、それは生計をなすための収入がないということでありますので、生計をなすための収入がない方々には、例えば労働行政のサイドからであれば、雇用調整助成金を経由して言わば事業者から何がしかの休業中の収入を得るようになります。あるいは失業給付も受けやすいようにするという形でその収入を得られる道を確保しております。さらには、そもそも雇用そのものを何とかするという、今日この法案の対象の事柄そのものでありますけれども、そうすることによってしっかりと収入を維持していくいただく。しかし、なかなかそこに行き着かないということ

とであれば、市町村の社協を窓口として無利子無担保で十万円、特別な場合は二十万円を取りあえず即座に御用立てができるというこの制度、五月一日までに既に五万件、七十億円を御利用いただきております。

またさうには、災害が策として百万円以上の内閣府の被災者支援金の給付などを御活用いただかなければなんですが、一昨日、私のところにも原発のあります双葉町の議会の皆さんのがおいでになります。双葉町の議会の皆さんさんは埼玉に避難をして、今徐々にばらばらになりつつある中で、引き続き言わば被災直後の生計状況と余り変わりがない方々もいらっしゃいますので、そういう方々に対して、今るる申し上げました枠組みの中で対応できないというような事態が起きてはいるというこ

○川田龍平君　是非早急に対応していただきたいと思います。避難所から出た人たちというのは本当にそこが、お金がなくて生活できないという人たちは出ていけないので、是非そこをしっかりとやつていただきたいと思います。前例のない災害には前例のない対応を是非すべきだと思いますので、是非前向きに検討していただきたいと思います。

ます。

被災者の生活再建支援法の支給の申請は現在何件になつてゐるかというお問合せをしたいと思ひますが、また都道府県が長期避難世帯と認定した場合、この基礎支援金が全壊住宅同様に扱われるかどうか、認定件数を地域別にお示しください。先ほども述べたように、被災三県それぞれの事情があり、原発事故も含めて長期避難を余儀なくされている方もたくさんおられます。少しでも早く手当をしていただきたいと思いますが、いかがでしようか。これは内閣府にお願いします。

○政府参考人(小田克起君) まず、被災者生活再建支援金の申請件数でございますが、本日朝九時

現在で七千四百五十九件が、これは支援金の支給実務を担当しております財团法人都道府県会館まで到達をしております。それから、御指摘の長期間避難世帯の認定でござりますけれども、現在は宮城県の気仙沼市の一部区域に属する世帯約四千五百七十六戸でござります。

百世常か認定されているというふうに聞いております。それから、原発事故が原因である場合でございまますけれども、この被災者生活再建支援制度は、自然災害により住宅が全壊などの被害を受けた者に対して支援金を支給する制度でございます。よって、避難の原因が原子力損害によるものであれば、原子力損害の賠償に関する法律により適切な損害賠償の措置が講じられるものと考えております。

なお、原子弹損害により長期避難している世帯もありましても、地震や津波により住宅が全壊するなどの被害が生じたものにつきましては、この被災者生活再建支援制度に基づき支援金の支給がされるということになつてござります。

こ立つた対応が今できなくなつてハル大態かう甘

ふうに思いますが、厚労省、いかがでしょうか。
○政府参考人(清水美智夫君) 今のお尋ねに關しましては、主な論点としましては二つあるのではないかと考えてございます。
今御指摘の事柄も含めまして、およそ災害対応体制をどう考えるのか、考えていくのかから、といったテーマがあるというのが一点でございまます。
またもう一つ、地震などのインパクト、それは

一つでありましてもダメージは弱いところに出でるわけでございます。地盤や地形の弱いところ、建物でいえば構造の弱いところ、人でいえば経済的な弱者、身体的な弱者などの社会的弱者のところに大きなダメージが出るわけでございます。そろそろ

○川田龍平君　この災害時の対応というのは省庁を
超えてやらなければいけないということが非常
に多いという中で、そのためにもやっぱり内閣府
がリードして各省庁に働きかける、さらには被災
者ニーズに合った施策を連動性を持つてすべきだ
と思いますが、これは内閣府の見解、いかがで
しょう。

○大臣政務官(阿久津幸彦君) 本来、縦割り行政を排するため内閣府の総合調整機能というものがあるんだというふうに考えております。特にこのような災害時には、内閣府がリードして各省庁に働きかけ、被災者ニーズに合った施策をスピーディと連動性を持つて進められるよう全力で当たらなければいけないというふうに考えております。

実際には、今回の震災対応において、緊急災害対策本部の下に松本防災担当大臣を本部長とする被災者生活支援特別対策本部を設置いたしました。また、現地の方には、被災地であります宮城县の仙台市に東防災担当副大臣を本部長とする政府現地対策本部を設置しておりまして、被災者の生活再建に関する課題について、内閣府を中心として関係省庁とも連絡を取りながら対応してきております。

今後とも、被災者のために内閣府がリードと、さらには現地で即断即決できるようなそそういった復興的なものを、本当に現地でやつぱりしつかりできるようなものを、もうこれを道州制を見据えて、しつかりその場で決定できるような東北州的な位置付けでもって、中央省庁とは離れた権限を持った施設ができるように今後しっかりと検討していくべきだといふうに思っています。

次に移ります。

労働保険会計の雇用勘定にある積立金ですが、今回の東日本大震災が被災地に、雇用市場に甚大な影響があると予測されていますが、政府としてどれくらいの額を取り崩すことになると試算しているのでしょうか、お教えてください。

○政府参考人(森山寛君) お答え申し上げます。

今般の第一次補正予算では、失業等給付といたしまして約二千九百四十一億円、これを計上いたしました、震災による休業や離職を余儀なくされ

た方々の増大に備えるとともに、雇用保険の給付日数をこれまでよりも更に六十日間延長する措置を講じております。

今申し上げましたようなこのような失業等給付費の増加のほかに、雇用調整助成金、この支弁をするために積立金からの借入れを予定しております。して、補正予算では合計で約一兆三百億円の積立金の取崩しを予定しているところでございます。

これらの結果、予算上の歳入歳出額を基にした平成二十三年度末の積立金残額は約二兆九千八百五十一億円となるところでございます。

○川田龍平君 ありがとうございます。

それで、従来行われているこの基金訓練ではワード、エクセルといったパソコンの講座が多いが、パソコンができたら就職できるわけではありません。社会人のマナーやパソコンは必須で、それがプラスして専門知識がないと就職にはなかなか結び付きません。基金訓練の経験からの反省も含めて、この基金訓練の恒久化となる特定求職者支援法においては、是非実践的で就職に直結する即戦力となる人材を育成できる、養成できるメニューを意欲的に組んでいただきたいのですが、いかがでしょうか。

今回の制度は、次に受講できるのは六年後といふことで、定着率が非常に高い就職にならないと第二のセーフティーネットとしての機能はしませんので、是非見解を伺います。

○大臣政務官(小林正夫君) 川田委員の御指摘は

大変大事なことと受け止めております。

求職者支援制度の目的は求職者の方が早く就職できるようになると、こういうことが目的ですので、したがって、職業訓練の受講を通して就職に必要な基礎的能力に加えて就職に直結する実践的な知識及び技能を習得していくことが大変重要です。

あると、今、川田委員のおっしゃったとおりでござります。

そこで、求職者支援制度では、基礎的な内容及び実践的な内容を一括して習得できる訓練コースを中心化することを考えております。また、

社会常識やパソコン学習等の基礎的な内容に加えて、専門的知識もカリキュラムに入れることでより多くの方に就職いただける内容にしていきたく、このように進めています。

○川田龍平君 最後ですので、質問はちょっと割愛させていただいて、最後にまとめたいと思いますが。

求職者支援制度の職業訓練の評価は就職率で測るということになつていますが、是非この雇用保険のある仕事に就く率が高いものを高く評価するようにしていただきたい。また、この職業訓練を受ける際にはハローワークでキャリアコンサルタントに相談することがありますが、実際に相談した方々の声を聞くと、自身の尊厳を傷つけられる

ような言葉を浴びせられたり、制度をよく理解しておらずに適切なメニューを提供できなかつたりという事例も数多くあるということのようです。そこで、登録キャリアコンサルタントの質をもつと向上させることで、就職が困難で苦労している方々の身になって対応できるコンサルタントを増やしていくべきだと思います。是非よろしくお願ひいたします。

質問を終わります。ありがとうございます。

○田村智子君 日本共産党的田村智子です。

雇用保険対象外となつてある方々への職業訓練や訓練中の手当の支給は、私たち日本共産党も求めてきたことであり、法制化には賛成です。

私は、これまで街頭での労働相談活動などにも取り組んできましたけれども、一日住まいを失つたと、こういう方がもう一度住まいを

持つて安定した仕事に就くというのは本当に大変なことだと、このことを何度も痛感をしてまいりました。

そこで、この求職者支援法が、一番困難に直面

している、こういう皆さんにとつても活用ができるんだと、そういう制度となるようにこの質問に積極的な提案もし、また問題点もただしていきました。

まず、職業訓練受講給付金についてお聞きをい

たします。

この法案の七条で、国は、公共職業安定所長が指示した認定職業訓練又は公共職業訓練等を特定する

求職者が受けることを容易にするため、職業訓練受講給付金を支給することができます。

これは、経済的に困難な求職者に生活費を保障す

るという趣旨なのかどうか、確認をしたいと思います。

○副大臣(小宮山洋子君) 求職者支援制度は、雇用保険を受給できない求職者に職業訓練とその期間中の生活を支援しまして訓練受講をしやすくす

るための給付金だと考えております。これによりまして安定した就職につなげていくことを目的とする制度です。

ですから、職業訓練受講給付金は、今委員も御紹介いただいたこの法案の第七条に規定するよう

に、認定職業訓練又は公共職業訓練等を特定求職者が受けることを容易にするための給付というこ

とで、直接生活の保障をするための給付というこ

とではないと考えています。

○田村智子君 そうすると、法案に書かれていないんですけれども、中身もそういうものになつくるんですね。お聞きをしましたら、給付金は十

万円と、受給要件としては年収が二百万円未満、

金融資産が三百万円未満などを決める方向だと聞いています。

なぜ十万円なのか、なぜ全国一律十万円なのか

と、このことを確認したいと思います。

○副大臣(小宮山洋子君) この職業訓練受講給付金の額、これは現在行われている緊急人材育成支援事業で給付額が全国一律で月十万円、世帯の場合は十二万円であることから、これとの連続性を考えまして全国一律で月十万円としたということです。

○田村智子君 この月十万円では例えば都市部では生活できないと、このことは衆議院の審議にもなつてきました。その中で厚生労働省は、離職者への支援制度として創設された住宅手当との併給も認めないと答弁をしていました。そうなると、月

十万円、これでやつていこうと思うと、一定の資金がなければ職業訓練期間中の生活は成り立たない。

いとすることになります。

こういう調査もあるわけですね。訓練は希望する、だけど貯金はほとんどゼロだと、こういう方はどうすればいいんでしょう？

○副大臣（小宮山洋子君） そういう方について
は、一人当たり標準生活費を考慮して月十万円の
そこ上乗をする形で私利の融資が受けられる

うれし」「うれしくて、それで何の用事がちらりとれる
ような制度をちゃんと設けるという予定ですの
で、こうしたことも使つていただいて、そうした

方にも利用していただければと思つています。
○田村智子君 今回の特定求職者というのは、長く働いていなかつた方なんですね。就職ができるか

どうかも分からぬ方がお金を借りることができ
るのかどうか。実は東京都の制度の中でも、就職
支援で貸付金の制度があります。就職できたら返

さなくていいという制度で、これ、できなかつた人がこれを借りたがために自己破産をしなければならないつゝいふ事例も足るこ三五してゐる。

私、冒頭でお聞きしましたけれども、やつぱり
ならなかつたとしん事例が実際に生まれてきてし
るわけですね。

第二のセーフティーネットだと言いながら生活の保障ではないという、これ非常に中途半端な、そういう中身になってしまっていると思うんです

ね。これ、やっぱり必要に応じて手当の額の上乗せを検討するとか、住宅手当に当たるような何かそういう制度をつくるとか、こういうこと、僕村

が必要じゃないかと思いますが、いかがでしょうか。

○副大臣（小宮山洋子君）確かに委員がおこしやるとおり、この制度があります、これがありますす、だから大丈夫ですということではなくて、き

ちゃんとそうしたものを組み合わせてそういう低所得の方もきちんと受けられるように、そこはしっかりと見ていただきたいというふうに思っています。

○田村智子君 現段階ではこの月額十万円と、そ

○他の手当はないと、ここはどうも動かないようですね。それで、そうであるならば私は、必要な方には生活保護との併用、これは積極的に行うべきだと考えます。衆議院での議事録を見ますと、何か今回この制度が生活保護に代わり得る制度だと、こういうふうな議論が行われているんですけれども、私は、これは生活保護で必要な方には住居そして生活の安定を図ると併せてこの求職者支援法に基づいて職業訓練と給付金も活用できると、こうやつて就業につなげていくことをためらうということがあつては駄目だと思います。

そこで確認をしますけれども、生活保護受給をしている方が認定職業訓練を受講すると、そして訓練の手当を受けると、これは可能かどうか確認したいと思います。

○政府参考人(清水美智夫君) 生活保護制度は、収入や資産でありますなどあらゆるものを活用してもなお生活に困窮される方に対して適用する制度でございます。他法優先が基本的な考え方でございます。

そこで、お尋ねの生活保護受給中の方が職業訓練受給付金を受給した場合どうなるかというところでございますけれども、その給付金は収入認定をいたします。したがいまして、その分の保護費は減額となります。しかしながら、その給付金を受給したことでもって直ちに保護廃止になるわけではありません。

ただし、一言付け加えさせていただきますならば、例えば、ほかに年金など定期給付金の収入がある場合でありますとか、あるいは居住費用が必要な場合でありますとか、そういう場合には個々の要否判定の結果として保護廃止に至るというケースがあることは想定されるわけでございまして。

○田村智子君 生活保護を受けていたいの方もこの求職者支援法の枠組みで支援ができるということを確認しました。

それでは、職業訓練を受講して月十万円の手当も支給していたと、だけれども、もう本当に貯金を確認しました。

も底をついたりやつてこのままでは生活できない、うそうせざるを得ないと判断をする、その場合にこの申請は受理をされるのかどうか、そしてまた、この求職者支援法の枠組みで支援を受けているという、この理由で申請が却下されることがないかどうかを確認します。

○政府参考人(清水美智夫君) 求職者支援法の支援をまず受けている、それから生活保護の申請をされるという場合につきまして、その求職者支援法の支援を受けている、それを理由として申請を受理しないということは生活保護の申請権の侵害でございますので、認められません。申請は当然受け付けられるべきでございます。

ただ、先ほど申しましたように、要するに収入とそれから基準との丈比べでございますので、利便し得る収入が生活保護の基準を超えている場合には、そういうケースがありますならば、個々を否認定の結果として保護が適用されないということは、そういうケースはあるうかと想定されます。

○田村智子君 この支援の枠組みをもつて申請が却下されるということはない、これも確認ができたと思います。

なぜこつこういうことを確認するかというと、本当に今、必要な方が申請しても受けられないといふ制度に生活保護が現場ではなつていてんんですね。私は、生活保護というのは入口も出口も広いとう、そういう制度であるべきだと考えています。必要であれば求職者支援法の制度と併用もして、技能も就労意欲も高めて、生活保護を受けているんだけれども職業訓練もちゃんと受けて、自らの足で生活保護の出口に向かっていくと、そういう支援を自治体と連携して是非行っていきたい、このことを強く希望したいと思います。

次に、これを実施していくハローワークの体制についてお聞きをしたいと思います。

私も経験をしてきたんですけども、この就学支援が必要な方という人の中には、例えば、いろ

いろいろお話を伺つていく中で、御本人も気付いていな
いんだけれども実は障害があつたと、発達障害
だという方がいらっしゃつたり、あるいは消費者
金融の借金があつたり、もういろんな複雑な事情
ということが、最初に相談を受けたときには分か
らないんだけれども後から分かつてくるといふこ
とがたくさんあるんですね。

そうすると、窓口で相談を受けたその担当者
が、やっぱり必要だったら自治体のケースワー
カーさんと連携を取る、医療機関と連携を取る、
NPOの方とも連携を取る、こういうことも求め
られてくると思うんです。そうすると、本当にお
一人お一人に対しても実務的に相談内容で計画を立
ててそれで二分、三分の相談で終わりとか、そん
なことにならないと思うんです。

そして、今ハローワークにはたくさんの求職者
の方も来ます。被災地に人も派遣しなくちゃいけ
ません。このお一人お一人に本当に親身になつて
相談に乗つて就労までの計画を立てていく、それ
だけの体制が保障されているのかどうか、これを
お聞きしたいと思います。

○国務大臣(細川律夫君) 職がない、そしてその
人を、職業訓練をしながら生活費を支援して、そ
して職業訓練を受けて就職をしていくと、こうい
うときにハローワークでの職員の働きというものは
大変重要な、大事なことだというふうに思いま
す。そういう意味で、ハローワークの職員が一人
一人に寄り添うような形で就職まで導いていく
と、こういうことで、そういう意味では従来のま
まの人員体制ではこれはなかなか大変だといふふ
うに私も思います。

そういう意味では、この就職の支援をするため
の職員を増やすと、こういうことで、就職促進指
導官の増員と、これは百八十四人でありますけれ
ども、予定をいたしておりますところでござります。
また、訓練の受講前から修了後まで一貫した支援
を実施するための専門の相談員というのもこれも
また増やさなければいけないと、こういうことと
て、百五十人増やすということに予定をいたし

ておるところでございます。

私たちもとしましては、何よりも求職者を早期に就職につなげていく必要がありまして、ハロー・ワークを中心に強力に支援をしていきたいというふうに考えております。

○田村智子君 私、これ法制化するからには本当に腰を据えて支援活動をやつていただきたいと思うんですね。今増やしますと言った方が例えれば定員外だつたりすると、担当者だと言つてはいた方が一年でいなくなつちゃつたりとか、そういうことがあつては駄目だと思うんですよ。この間、ずっと国家公務員減らせ減らせと、人件費の削減などやってきましたけれども、それで本当に腰を据えた就労支援ができるのかどうか、ここは立ち止まって考えなければならぬことだと思います。

例えば、生活保護のケースワーカーさんというのは、配置の基準、これは一人当たり六十五世帯と社会福祉法で定められています。言つてみれば、今度の求職者支援法というのは雇用のケースワーカーをハローワークに配置するのと私は同じだと思つてます。是非そういう立場で、例えはこの求職者支援法の枠の中に途中で入れなくなつちやう方いらっしゃると思います、いろんな困難抱えていたら。でも、この枠では見られないからさようならといふんじゃなくて、次の支援につないでいく、そういう活動ができるくらいの量と質の強化ということを重ねて強く要望いたします。

もう一つなんですか、私も自らの体験の中です。番支援が困難だというふうに実感したのが住まいを失つた方、この方が再就職していくといふのは本当に困難ですね。緊急一時宿泊施設に入所をする、それからその後、住居費や食費の負担がない自立支援センターを仮の住まいとして、そこで就労活動をやって、仕事をして、お金をためて、自立をしてくださいという、こういう

絵がかかれているんですけど、ほとんどこの絵に乘れないです、実態は。

緊急一時宿泊施設もいっぱい。居住環境が余りに悪く、途中で自ら退所するという方が後を絶ちます。だから、その改善も求められていますが、その改善はこの場ではちょっとおいておいて、この緊急一時宿泊施設や自立支援センターに入所している方は求職者支援法のこの枠組みで職業訓練を受けることができるのでしょうか、手当の受給ができるのかを確認したいと思います。

○政府参考人(生田正之君) 求職者支援制度につきましては、労働の意思と能力があつて、就職するためには訓練の受講が必要だという方につきま

して、訓練の受講を始めとする早期の就職の実現に向けた支援を行つ制度でございます。

緊急一時宿泊施設に入つた方ですとかあるいは自立支援センターを住居としている方につきまし

ては、日常生活やあるいは健康面などの状態に応じた支援をする必要がございまして、まずはそ

した面での支援が必要なケースが多いんではないかというふうに考えられますが、その

要性が認められる方につきましては求職者支援制

度の対象になるというふうに考えてございます。

○田村智子君 これは大変重要な答弁だったと思

います。是非、自立支援センターですね、特に、

そこにはそのことを周知していただきたい、大いに活

用ができるように援助をいただきたいと思いま

す。

次に、職業訓練についてお聞きをいたします。

この求職者支援法案では、厚生労働大臣が全国

の都道府県ごとに計画を定める

ことになりますが、都道府県の計画を策定

するのはどの機関になりますか。

○政府参考人(小野晃君) 各都道府県の労働局長

が策定をする予定にしております。

○田村智子君 国の公共職業訓練を担う独立行政

法人雇用・能力開発機構、十月からは高齢・障

害・求職者雇用支援機構となりますけれども、この機構も都道府県ごとに公共職業訓練のニーズを把握してその訓練の計画を立てるということになります。

同じような時期に都道府県の労働局、それから都道府県ごとにこの新機構、それぞれ協議会を開いて同じようなメンバーで計画を策定するといふことは有効に一体的に、やはり全体、都道府県の計画がやっぱり実態に応じて立てられるようにもっと合理的な運営の仕方というのを検討する必要がありますけど、いかがでしようか。

○副大臣(小宮山洋子君) 高齢・障害・求職者雇用支援機構が都道府県ごとに設置する地方運営協議会は、その地域での訓練の計画を策定するといふのではなくて、高度な物づくり訓練を行うボリュームセンターやボリュームセンターが訓練を実施で

テクセントやボリュームセンターが訓練を実施で

協議会は、求職者支援制度の訓練の規模や分野、

こうしたものについて協議を行つて、地域の訓練

実施計画の策定につなげるというものです。

このように会議の設置目的や議論する内容が異なっていますので、一つの会議にするということ

はなかなか難しいと思うんですけど、委員がおつ

しゃるよう、双方のメンバー重なることもかな

りあると思いますので、その会議が効率的に運営

できるように、双方のメンバー重なることもかな

りあります。

○田村智子君 求職者支援法の方でも、つなげて

いたいと思いますが、地域職業訓練協議会の場で、おつしやる

ようによる受講者からの意見、要望も参考にできるよ

うに検討をしていきたいと思います。

○田村智子君 受講中のトラブルやその後のトラン

ブルというのは、やっぱりお金が絡むだけにこれ

はあり得るんですね。是非、ここにそういうとき

相談したらいいよという窓口は分かりやすく設け

ていただきたいというふうに思います。是非、法

制化するからには、現場で役立つ。本当に困難

な方がこのセーフティーネットでも漏れてしまつ

といふこと、まあ起こり得るんですけどもね、

だけでも、やっぱりできる限り支えていかれる

いう制度になるよう拡充をやつしていくべきだ

たいと思います。

○田村智子君 残された時間で被災地の問題で質問をしたいと

思ひます。

と、こういうことも反映をしていく。

それから、就職率によつて訓練を行つた事業者に渡るお金が変わつてくるということになります。同じような時期に都道府県の労働局、それから都道府県ごとにこの新機構、それぞれ協議の系列のところの介護の施設に、取りあえずあん

たここに就職しなさいよと、で、三ヶ月ぐらい

雇つて、それでもうあなたやつぱり合つてないか

ら辞めてくださいとか、こんなトラブルも今後考

えられると思うんです。

雇つて、それでもうあなたやつぱり合つてないか

と、例えば介護の訓練をやつているところが自分

の系列のところの介護の施設に、取りあえずあん

たここに就職しなさいよと、で、三ヶ月ぐらい

雇つて、それでもうあなたやつぱり合つてないか

ら辞めてくださいとか、こんなトラブルも今後考

えられると思うんです。

雇つて、それでもうあなたやつぱり合つてないか

と、例えば介護の訓練をやつているところが自分

の系列のところ

いお言葉でまたよろしくお願ひいたします。

「日本はひとつ」しごとプロジェクト、小宮山副大臣が座長ということで、この計画の中で、復旧事業等による雇用創出二十万人という計画を明らかにしています。この二十万人なんですが、これは被災地の被災された方が二十万人規模で就労できるようについていることなのか、それとも、被災地の復旧復興を通じてオールジャパンで被災地での雇用創出が二十万人なのかと、このことをまず確認したいと思います。

○副大臣(小宮山洋子君) 先ほども申し上げたように、被災地での雇用ということを重点的に考えてこの会議ではやっています。

ただ、五万人分の重点分野雇用創造事業、これは原則として被災者を対象としていますので、この五万人分は被災者の雇用創出につながります。

ただ、復旧事業による雇用創出効果十五万人分については、厳密に言いますとほかの地域に波及する雇用も含まれていますが、何とかやはり被災者の方を重点的にやりたいという思いから、先ほど申し上げたように、例えば地元の建設企業をなるべく受注できるようにしていくとか、求人はハローワークに出していただき、それで被災者を雇用した場合のその雇入助成金とか、あるいは卒後二年までのトライアル雇用とか、そういうところの割増しのお金などもインセンティブを加えまして、何とかこの十五万人分についても少しでなく、被災地の方、被災者に雇用ができるようにということを考えてやっていきたいと思っています。

○田村智子君 是非お願いしたいと思います。
既に瓦れきの撤去あるいは仮設住宅の建設などの公共事業、これ行われていて、被災者の雇用確保にも取り組まれているんですけども、仮設住宅でいえば、一気に大量に造らなきやいけないという事情もあつてか、やはり大手企業が受注をすると、こういう事例が多々見受けられるんですね。

例えば、宮城県では仮設住宅、この電気工事、

地元の企業が四次の下請で受けて、これが日当五千円だって言われちゃって、これではもうガソリン代とかを含めたら持ち出しじゃないかと。これの復旧復興を通じてオールジャパンで被災地での雇用創出が二十万人なのかと、このことをまず確認したいと思います。

○副大臣(小宮山洋子君) 先ほども申し上げたように、被災地での雇用ということを重点的に考えてこの会議ではやっています。

ただ、五万人分の重点分野雇用創造事業、これは原則として被災者を対象としていますので、この五万人分は被災者の雇用創出につながります。

ただ、復旧事業による雇用創出効果十五万人分については、厳密に言いますとほかの地域に波及する雇用も含まれていますが、何とかやはり被災者の方を重点的にやりたいという思いから、先ほど申し上げたように、例えは地元の建設企業をなるべく受注できるようにしていくとか、求人はハローワークに出していただき、それで被災者を雇用した場合のその雇入助成金とか、あるいは卒後二年までのトライアル雇用とか、そういうところの割増しのお金などもインセンティブを加えまして、何とかこの十五万人分についても少しでも多く被災地の方、被災者に雇用ができるようにということを考えてやっていきたいと思っています。

○田村智子君 国の公共事業の基準となる労務單

地元の企業が四次の下請で受けて、これが日当五千円だって言われちゃって、これではもうガソリン代とかを含めたら持ち出しじゃないかと。これの復旧復興を通じてオールジャパンで被災地での雇用創出が二十万人なのかと、このことをまず確認したいと思います。

○福島みずほ君 社民党的福島みずほです。
ちょっとと今、同僚議員の質問を聞いて、これは質問通告をしていないんですが、公契約条例や公契約法について作るべきだというのを社民党はとても言つてきました。御存じ、千葉県野田市、川崎市は公契約条例を作り、国のレベルでも公契約法ができるはというふうに思つております。

○副大臣(小宮山洋子君) おっしゃるよう、たゞ雇用をつくればいいということではなくて、その事業者に回るころには単価が大きく日減りするとか雇用創出と言えなくなってしまうと思うんです。こういう実態、是非他の省庁とも協力して調査も行っていただきたいと思います。何らかの対策が必要だと思うんですけれども、いかがでしょうか。

○副大臣(小宮山洋子君) おっしゃるよう、たゞ雇用をつくればいいということではなくて、その事業者に回るころには単価が大きく日減りするとか雇用創出と言えなくなってしまうと思うんです。こういうことが横行しては被災者の就労支援と、こういうことが守られなければいけないといふのは当然のことだと思います。

そういう意味で、「日本はひとつ」しごとプロジェクトの中でもその労働条件について、雇用の質の重要な要素の安全衛生の確保ということから、復旧工事での安全バトロールとか安全衛生教育を実施するなど、業界で自主的な取組を促しながら、官民一体となつてしまつかりと災害防止対策を進めようとしていることが一つあります。

さらに、各県に設置をすることになつております。「日本はひとつ」しごと協議会、これは私どものハローワーク、それから各省の国の先出機関、それから自治体や関係団体なども入つてつくりますので、そこを通しまして、その公共事業を発注するので、そこを通しまして、その公共事業を発注する自治体とともに、公共事業でも賃金を含めた雇用の質が確保できるようにしつかりと現場で連携を取つてやっていきたいというふうに考えています。

○福島みずほ君 副大臣から相談させていただきたいという力強いお言葉がありましたので、今後、できればやはり、何というか、七次、八次とか、もう末端では、現場ではとても安くなつていいというのを聞いておりますので、これは今回の被災地だけでは限らず全国的に起こり得ることで、自治体では公契約条例を作った自治体も幾つかあり、今後も作る予定がある自治体の数、いろいろなところも聞いておりますので、公契約法になります。

○大臣政務官(小林正夫君) ハローワークの常勤職員数については、国の行財政改革等に基づき、ワーカーの人数は常勤職員数が減少しております。

一方、現在の厳しい雇用情勢等を踏まえると、

価というのを見ていくと、一万円切るようなものはないわけですね。ですから、やっぱり地元の被災地の方がちゃんとした収入をもつて仕事ができるよう、今後とも取組を強めていただきたいと思います。

ありがとうございました。

○福島みずほ君 社民党的福島みずほです。

ちょっとと今、同僚議員の質問を聞いて、これは質問通告をしていないんですが、公契約条例や公契約法について作るべきだというのを社民党はとても言つてきました。御存じ、千葉県野田市、川崎市は公契約条例を作り、国のレベルでも公契約法ができるはというふうに思つております。

○副大臣(小宮山洋子君) それは、やはり超党派の議員の皆様で作つていただきのがよいのか、旗振り役ということがございましたけれども、厚生労働省が何らかの形でそのバックアップをするなりした方がいいのか、そうしたことはまた検討をさせて、相談をさせていただきたいと思います。

○福島みずほ君 副大臣から相談させていただきたいという力強いお言葉がありましたので、今後、できればやはり、何というか、七次、八次とか、もう末端では、現場ではとても安くなつていいというのを聞いておりますので、これは今回の津波の直後というか災害の直後は生きてて良かったねという感じだったけれども、今はやはり皆さん、働きたい、仕事が欲しい、未来が見えるようにしてほしいということなんですね。その点で、今回の法案もそれに向かって役立つようあるいは厚労省が今日答弁していただきていることがもつともと促進されるように、それは一緒に力を合わせたいというふうに思つてます。

それで、職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律についてですが、ハローワークの人数は常勤職員数が減少しております。

かつてのことを是非よろしくお願いします。

ハローワークの体制強化を図ることは大変重要であります。したがって、厳しい定員事情の中ではありますけれども、業務の不斷の見直し、あるいはシステムの活用などの効率化、非常勤職員の確保などに努めて対応をしているのが今の実態でございます。

今後とも、国民サービスの低下を招かないよう状況に応じた体制の整備を図つていきたいと思います。

での間しっかりと寄り添つて計画をしっかりと立てて就職をしていくよう、そういうことでやらせるようにいたしております。

その間にやはり大事なことは、この特定求職者のよく希望を聞いて、そして職員の方がその性格などについて的確によく指導ができるような、そういうまた能力もなければいけないというふうに思つておりますし、そういう点についても強化をしてやっていきたいとふうに思つています。

お願いし、訓練費を支給する、訓練が完了した後はできれば訓練企業で採用等も行われるようなどとを支援することはできないでしようか。

○政府参考人(生田正之君) 委員御指摘のような形態を持つ事業といたしまして、実習型雇用支援事業というものがございます。これは、正社員として雇用することを前提といたしまして、まず有期で雇用していただいいて教育訓練を実施していただ

とを被災地で取り組んでおりますけれども、そういった説明会でこういった仕組みについて御紹介をするということ、あるいは被災施設にＱアンドアを提供したり、あるいは壁新聞を活用したりということがござりますけれども、そういう中でも御紹介するといったようなことでこういった仕組みをきちんと周知していきたいというふうに考えてございます。

○福島みずほ君 よろしくお願ひします。

○福島みずほ君 よろしくお願ひします。

立てる
やらせる
走求職者
の性格
な、そ
ふうに
も強化を
います。
○政府参考人(生田正之君) 委員御指摘のよ
形態を持つ事業といたしまして、実習型雇用
事業というのがございます。これは、正社員
で雇用することを前提といたしまして、まず一
くというのでございまして、そういう事業
に対して奨励金を出すというものでございます。
八月一日、八月二日をもつての三ヶ月間

福島みすほ君 是非庶知衛底など
お願ひいたします。 また工夫も

労働局、宮城労働局、福島労働局にそれぞれ四十三人、五十八人、五十一年、計全国から百五十二名応援をすると。ただ、これだけでは不十分で、是非労働局の体制強化もお願いをしたいと思いま
すが、いかがでしょうか。

が、家族の後ろ盾がない子供たちにとつても今回
の職業訓練の実施を自立につなげるために利用する
ことができないかと。中学や高校への法案の説
明は実施していくのかという点についてはいかが
でしょうか。

が月十万円、六ヶ月間奨励金をその実習期間出して、その後、正社員として雇つていただきたいときに百万円出すという仕組みでございます。こういった制度は使えるんではないかというふうに考えてございます。

○日本はひと「プロジェクト」、フレーズ1で提起されている自治体で雇用する予定の合計一五四千人分の雇用ですが、現状、実績として何名が採用されているんでしょうか。

(大臣政務官小林正夫君) 被災地のいろんな手続だとか就職支援など、あるいは労災のまた認定手続など、大変現場の仕事が多くなつてくると思います。そういう意味では、先生の御指摘のように、極力工夫をしながら強化に向けて対応をしていきたい、このように思います。

○政府参考人(生田正之君) 求職者支援制度についてましては、親がいないなど家族の後ろ盾がない子供たちにとつても非常に重要なものだという認識は持っております。中学校や高校に在学中の学生に対しましては、まずは学校とハローワークが連携をいたしまして、積極的な就職支援を行つて就職に結び付けていくというのがまず第一である

今回の体制を実施するに当たって、申請等を行ってきた職員がマッチングといった分野も担当することになります。例えば、申請者と訓練を行なう内容が合っていない場合の伝え方など、対応職員の訓練などはどのように行われるのでしょうか。

というふうに考えてございます。
しかしながら、卒業が近づいてもなかなか就職
が難しいというふうなケースもございますので、
そういう場合にはこの制度の利用も見据えて就職
活動ができるようにするという必要がございま
す。そのためにはまず学校の関係者に知っていた

○国務大臣（細川律夫君）このマッチングというのは大変重要なふうに思っています。それは、せっかく仕事を求めてこの求職者支援制度を活用していくただいて訓練したとしても、自分のいろんな能力だと要素質だとそういうのに合わない場合には、そこで就職しても、せっかくのあれだけれども短い期間で退職をするようになるんではないかということで、したがつて、今回の求職者支援制度の運用のところでは、ハローワークの職員に、特定求職者に対して最初から就職するま

だくという必要がございますので、制度の内容につきましてハローワークからジョブセンターの方などの活用によりまして各学校の就職支援担当者に伝えるなど、広く制度の周知を図つていて、こういった制度が活用されるようにしていきたいというふうに考えてございます。

第七部 厚生労働委員会会議録第九号 平成二十三年五月十二日

ので、この一万四千人分の雇用を確保すれば、現地で具体的に自治体で雇用する人たちで、実際そこである程度目安が付いて働けるので、是非頑張つてというか、これを本当に増やしていただきたい、このことが大変大事だと思っております。張つて、この一万四千人、まあ確保を目指すというので、この一万四千人、まあ確保を目指すというのではなく、一万四千人の雇用創出をとつては臨時雇用でもそこで収入が得られるという一面、本当にワイン・ワイン・ゲームができるので、この一万四千人、まあ確保を目指すというのではなく、一万四千人の雇用創出をしていただくよう心からお願いを申し上げます。

というのは、現地に行ってまた公務員や皆さんと話していると、公務員の方でも被災をしている。家がなくなっていて避難所で暮らしている。でも、公務員の方は、遠慮なのかどうなのか、仮設住宅の申請を遠慮するというか、自分が入っちゃいけないと思うのか、自分は最後じゃなく、遠慮する。そうすると、結局避難所に通いながらいろいろやると、そうしますと、二十四時間働いているような感じになってしまいます。

町村合併と地方公務員などの削減がボディープロードのように、国家公務員の削減も含めて、ボディープロードのように効いてきて、どうしても人員が足りない。本当は避難所それぞれに公務員などが行つて、プロデュース機能やいろんなケアはやはりボランティアだけではできないので、公務員が行くべきけれども、それができないといふいうか、いないんですよね。

ですから、やはり無駄無駄という、まあ無駄は省かなくちゃいけないが、やっぱり何でもかんでも公務員カットしてきたことが、今になると要するに手がないというか、現場で仕切る人がいないというか、ケアする人がいないという事態が起きていて、それはやっぱり本当にいろんな面でワイン・ワイン・ゲームになつていくと思います。それについて是非進めていただきたい。いかがでしょうか。

○大臣政務官(小林正夫君) 被災者の生活再建のためにも復旧復興事業を被災者の雇用につなげていく、このことが大変大事だと思っております。このため、基金事業を活用した更なる雇用創出を進めるために、平成二十三年度補正予算によつて五百億円の基金の積み増しを行つて、これによつて五万人の雇用の機会の創出を見込んでおります。今現在、一万四千人の目標に対し千人程度というこういう数字ありましたけれども、これからももつともっと雇用を増やしていく、こういうことが必要だと思つていますので、政府としてはこういう対策を講じました。

したがつて、これらの事業を積極的に活用してもらつて、避難所での食料とか資材の調達、運搬、あるいは地域の安全パトロールなど、こういった事業を通じて被災された方々の雇用につなげていただきたい。特に強く自治体の方にも周知をうに指導をしてまいりたい、このように思いますが、遠慮する。ただ、自治体の方でもこの取組をしてもらえるよう相談援助を行つております。

○福島みずほ君 皆さんとも疲弊していますが、公務員の方もとても疲弊をしています。みんな被災をしている人たちも仕事がしたいと思つている。

ですから、公的な臨時雇用が一万四千人きちとできれば随分やはり次のステップに本当に受けます。今思ひますので、是非、それはもう全面的に応援しますというか、みんなでやるというか、厚生労働省が本当に頑張つて雇用創出をしてくださるよう心からお願いを申し上げます。

被災地における障害者の就労状況及び就労支援はどうのような状況でしょうか。

○政府参考人(中沖剛君) まず、被災地におきまざりますが、三月の新規求職者の申込件数は四百二十四件でございまして、前年より二五・五%減少いたしております。また、就職件数につきましては二百一件ということで、前年同月と比較し

六・九%の減少となつてゐるところでございます。次に、解雇でございますが、こちらにつきまでは、震災のごとく三月十一日から三月末まで、解雇された者、全国で九十一人でございました。こうした中、私どもやはり障害者の就労支援、重要であるということから、全国のハローワークに設置いたしました特別窓口に加えまして、四月四日からは被災県におきます地域障害者職業センターに特別相談窓口を設けまして、専門の窓口で被災後も雇用が継続され、また、震災を受けた際に障害者、事業主に対して被災後も雇用が継続されるよう相談援助を行つております。

具体的に申し上げますと、例えば、被災して建物が壊れたりしますとどうしても仕事の内容が変わつたりいたしますが、そうすると知的障害者の方など職場不適応を起こした例がございまして、事業主の方がこれは解雇もやむを得ないのかなどといった事案もあつたわけございますが、私どもの地域障害者職業センターの方からジョブコーチを派遣いたしまして、かなり縦密に御相談申し上げた結果、解雇が撤回されたというような例もございました。

さらに、こうしたものに加えまして、「日本はひとつ」しごとプロジェクトのフェーズ2の中で、ハローワークが被災地の避難所に出張相談をするわけでございますが、その際、障害者の就労ニーズを把握したような場合には、先ほど申しました地域センターの方から更にまた出かけていきました。

岩手県知事も宮城県知事も、自然エネルギー促進はいいことだと、すべきだとおっしゃつていただいて、東北地方が自然エネルギーの基地になれば本当にいいと思いますし、政府の中でもそういう声をたくさん聞きます。

○福島みずほ君 町づくりについて一言お聞きをいたします。

岩手県知事も宮城県知事も、自然エネルギー促進はいいことだと、すべきだとおっしゃつていただいて、東北地方が自然エネルギーの基地になれば本当にいいと思いますし、政府の中でもそういう声をたくさん聞きます。

一つは自然エネルギーといふのもあるんですが、もう一方で、町づくりといったときに、国、県、市、どこが絵をかくのかというのはあるんですが、やっぱり市がかなり、地元からの声はもちろんだ大事なんですが、どういう町づくりをしていくのか、それは市、町によつても非常にバラエティーが富むというか多様だというのは現地では実感しました。

そこで、厚生労働省としては、例えば障害者にとって住みやすい町づくりであるとか、今度介護保険法の改正法案が議論がありますが、介護、病院などの地域の中で安心して年を取れる町づくりとか、厚労省の側からやはりこういう町づくりという提案も是非知恵を出すというか一緒にビジョンを出し合うことも大事ではないか。民主党もそういう形ではやっていきたいと思っているんです

○政府参考人(中沖剛君) 雇用創出のための基金事業、例えば重点分野の雇用創造事業などにつきましては、厳しい雇用情勢に鑑みまして、国の交付金によりまして都道府県が造成した基金によつて、離職を余儀なくされた方々に雇用就業機会を創出すること目的といたします。このため、実は、従来から障害者を始め非正規労働者など就職が困難な方々に雇用就業機会が提供されるよう配慮することを実は事業要領の中で明記いたしております。自治体に對しても強く要請しているところでございます。

が、この町づくりについていかがでしようか。

○副大臣(小宮山洋子君) それは、先ほどから中止し上げている就労支援・雇用創出の推進会議のフェーズ3の中でもうしたことも併せて考えてみたい。今委員がおつしやったことのほかに、この供にとってもいいようなこととか、そうしたことでも含めてしつかりとやつていきたいと思います。

○福島みづほ君 よろしくお願いいたします。

避難所が閉鎖されるまでに福祉事務所が入って生活保護申請が必要ならば申請するような環境を整えることが必要だと考えますが、いかがでしょうか。東京都では、福祉事務所が避難所において窓口を開くことを断つたと聞いております。避難所においてきちんと閉鎖後も生活をサポートする本領をつくっておくことが必要だと考えますが、

○政府参考人(清水美智夫君) 昨日、質問の御通告をいただきまして、その後、私ども、東京都、それから東京都の避難所が設置されている区と市厚生労働省はどのように指導していますか。

に確認いたしましたか。お尋ねの、ような事実は、ちょっとと確認できませんで、各々保護の御相談があれば速やかに担当部署につなぐような措置を講じているということございました。より詳しい情報を教えていただければ私ども再度調べてみたいと思つてございます。

いすれにいたしましても避難所で生活される方々に對する生活保護適用、一般論でござりますけれども、それは避難所の所在地を所管する地方自治体が生活保護の中請を受け付けて必要な保護を行なうということにしてございまして、この取り扱いを徹底するために既に三月十七日に各自治体に通知を出したところでございます。私ども、今後ともこの取り扱いが的確に行われるよう努めてまいりたいと考えてございます。

○福島みづほ君 この厚生労働委員会でかつてサービスを避難所やいろんなところでもつとやるべきではないかという質問をして、考える、検討するということだったんですが、現在、パーソナ

ル・サポート・サービス、横浜で一度見学に行つ

〇政府参考人(神田裕一君) 今先生御指摘のよう
なことが、いかがでしようか。その後の進展があつたで
しょうか。教えてください。

に、今年度は十九か所でモニターフロジエクトを実施しております。被災地でございます岩手県においても四月から事業を始めておりまして、被災地であります沿岸部に週二回出張相談を実施しているというところでござります。

支援というのを非常に大事だというふうに思つております。

具体的には、被災者の孤立を防止して一人一人の抱える問題とか生活環境に応じた支援をできるようなどいで、被災して失業された方々をサポートする事業を提案させていただいております。

ネーラーの方のトで、そうした方々に過難所で孤立している方や困っている方がいないかどうかという発見ですとか見守り、それからニーズの把握、また、相談に乗っていただいて、専門的な相談についてはその各分野の専門家につないでいたり、また、高齢者の話し相手ですか子供さんと遊ぶといったエンパワーメントのプログラム等の生きがいのための仕事の就労にもつなげていくようなことをモデル事業として実施できるということをお示しておりますので、各自治体において地域の実情に合った取組を検討していただけるようにしていきたいというふうに考えております。

ます。

○委員長(津田弥太郎君)　この際、委員の異動について御報告いたします。

本日、辻泰弘君が委員を辞任され、その補欠として植松恵美子君が選任されました。

まず、職業訓練の実施等による特定求職者の職の交換に関する法律案について采決を行ひます。これより両案について討論に入ります。——に御意見もないようですから、これより直ちに決に入ります。

す。
本案に賛成の方の挙手を願います。

○委員長(津田弥太郎君) 全会一致と認めます
よつて、本案は全会一致をもつて原案どおり可
すべきものと決定いたしました。
次に、雇用保険法及び労働保険の保険料の徵
等に関する法律の一部を改正する法律案につい
て採決を行ひます。
本案に賛成の方の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕 ○委員長(津田弥太郎君) 全会一致と認めます
よつて、本案は全会一致をもつて原案どおり可
すべきものと決定いたしました。
この際、藤井君から発言を求められておりま
ので、これを許します。藤井基之君。

○藤井基之君 私は、ただいま可決されました
業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援
に関する法律案及び雇用保険法及び労働保険の保
料の徴収等に関する法律の一部を改正する法律
に対し、民主党・新緑風会、自由民主党及び公
党の各派共同提案による附帯決議案を提出いた
しました。

「職業訓練の実施等による特定求職者の

就職の支援に関する法律案」及び「雇用保険法及び労働保険の保険料の徴収等に関する法律の一部を改正する法律案」に対する附帯決議(案)

求職者支援制度における職業訓練の対象者
、就職の促進を図るべく、その機能を十分
發揮することができるよう制度の運営に万
全を期すること。併せて、ハローワーク等に
おける十分な就職支援体制の整備を図るこ

について、意欲と能力を有し、職業訓練等の支援の必要性が認められる者とすること。また、職業訓練の認定に関する事項は、技能の向上が図られ、就職に資するものとなっているなど訓練内容などについて適切に審査を行うとともに、不正受給の防止策を講ずること。

「職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律案」の附則の規定に基づく施行後の見直しにおいては、雇用保険制度や生活保護制度の在り方を見据え、雇用

激甚災害の特例措置が適用された場合の雇用保険の被保険者も含めた求職者全体について、職業訓練や各種の給付制度など就職支援策全体会の在り方を財源も含め総合的に検討し、必要な対応を図ること。

雇用保険の国庫負担の本則復帰について
は、雇用保険制度の安定的な運営を確保するため、早期に安定財源を確保し、その実現を立った対応を検討すること。

【參議院】

算、東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律等の成立を踏まえ、雇用対策に係る特例措置の周知徹底に努めるとともに、被災者が早期に生活再建ができるよう、被災者に対する就労支援など雇用対策の一層の充実・強化を図ること。また、震災による影響が広範囲に及んでいることから、被災地以外の地域の雇用対策についても万全を期すこと。

以上でござります

す。何とぞ委員各位の御賛同をお願い申し上げま

○委員長(津田弥太郎君)　ただいま藤井君から提出されました附帯決議案を議題とし、採決を行います。

本附帶注譜案に替

○委員長(津田弥太郎君) 全会一致と認めます。
よつて、藤井君提出の附帯決議案は全会一致を
もつて本委員会の決議とすることに決定いたしま
した。

ただいまの決議に対し、細川厚生労働大臣から発言を求められておりますので、この際、これを許します。細川厚生労働大臣。

○国務大臣(細川律夫君) ただいま御決議になられました附帯決議につきましては、その趣旨を十分尊重いたしまして努力いたす所存でございま

○委員長(津田弥太郎君) なお、両案の審査報告書の作成につきましては、これを委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

○委員長(津田弥太郎君) 御異議ないと認め、さ
よう決定いたします。

午後四時十分散会

ページ 段行
五 相談表 誤
相談票 正